８．港湾運送事業料金

（１）港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）

令和７年 10 月１日現在

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					接岸本船 ⟷ 上屋・野積場内	接岸本船 ⟷ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			１，１９３	１，０６６
		空			１，０１４	９０５
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング				２，３０５	２，１１２
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満かつ容積 20 ㌧未満のもの）				１，８０３	１，６５３
	完成車（重量５㌧以上又は容積 20 ㌧以上のもの）				２，５２４	２，２９８
包装品	袋物				３，１５６	２，８８３
	ベール物				３，０７１	２，８０２
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 ㌧未満のもの）			３，４６０	３，１８３
		機械類（1 個当り 5 ㌧以上のもの）			２，５２４	２，２９８
		青果類			２，５９４	２，３５５
		冷凍品・冷蔵品			－	５，００６
有姿貨物	タイヤ				２，３７８	２，１９９
	巻取紙（内地産）				１，９０８	１，７０６
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	１，７３９	１，５６３
				北洋材	２，３６１	２，１８８
			製材		１，８７０	１，６８９
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				２，８０３	２，５２０
	鋼材	一般鋼材（口径 12 ㌅未満の鋼管含む）			２，７００	２，４６７
		鋼管（口径 12 ㌅以上のもの）・コイル			２，２９７	２，１００
	石材				２，７５１	２，５５６
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱礦石（粉）				１，８６１	１，６６７
	鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石・				２，５７８	２，３４７
	砂糖				２，４９３	２，３１２

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。
（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。
②「接岸本船内 ⟷ 上屋・野積場前」の場合
（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の６割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①３ヶ月以上の長期契約があること

②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③１回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	15 人以下（12 人）	16 人～22 人（19 人）	23 人～29 人（26 人）	30 人～36 人（33 人）	37 人以上（40 人）
昼　　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時 30 分、半夜荷役にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	15 人以下（12 人）	16 人～22 人（19 人）	23 人～29 人（26 人）	30 人～36 人（33 人）	37 人以上（40 人）
昼　　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

７．消費税及び地方消費税の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

９．その他

(1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（２）港湾荷役料金表（船内荷役料金）（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）

令和 7 年 10 月 1 日現在

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品目					金額
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			５８６
		空			４９８
	パレタイズ貨物・　バンパック・バッグコンテナ・プレスリング				１，４１２
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満かつ容積 20 ㌧未満のもの）				１，１１０
	完成車（重量５㌧以上又は容積 20 ㌧以上のもの）				１，４６５
包装品	袋物				１，８８５
	ベール物				１，８１３
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 ㌧未満のもの）			２，１８５
		機械類（1 個当り 5 ㌧以上のもの）			１，４６５
		青果類			１，４６９
		冷凍品・冷蔵品			３，７１３
有姿貨物	タイヤ				１，５６１
	巻取紙（内地産）				９４９
	木材	水落しのもの	原木		６３９
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	９０２
				北洋材	１，５７４
			製材		１，０１９
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				１，４６６
	鋼材	一般鋼材（口径 12 ㌅未満の鋼管含む）			１，６１９
		鋼管（口径 12 ㌅以上のもの）・コイル			１，３７８
	石材				１，８６８
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱礦石（粉）				９３８
	鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石				１，４９６
	砂糖				１，６７４

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①３ヶ月以上の長期契約があること

②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③１回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

1 口の作業構成員数による区分 ＼ 昼夜区分	9 人以下（7.5 人）	10 人～13 人（11.5 人）	14 人～17 人（15.5 人）	18 人～21 人（19.5 人）	22 人以上（22.5 人）
昼　　間（8 時 30 分から 16 時 30 分まで）	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時 30 分、半夜荷役にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	9 人以下（7.5 人）	10 人～13 人（11.5 人）	14 人～17 人（15.5 人）	18 人～21 人（19.5 人）	22 人以上（22.5 人）
昼　　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2)半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円 50 銭
(3)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円 50 銭

７．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

９．その他

(1)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（３）港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）

令和７年 10 月１日現在

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			６７０	５３６
		空			５６９	４５５
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング				１，０１４	８１１
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満かつ容積 20 ㌧未満のもの）				７８８	６３０
	完成車（重量５㌧以上又は容積 20 ㌧以上のもの）				１，１９２	９５４
包装品	袋物				１，４３７	１，１５０
	ベール物				１，４２０	１，１３６
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 ㌧未満のもの）			１，４５７	１，１６６
		機械類（1 個当り 5 ㌧以上のもの）			１，１９２	９５４
		青果類			１，２６２	１，０１０
		冷凍品・冷蔵品			－	１，５５６
有姿貨物	タイヤ				９４２	７５４
	巻取紙（内地産）				１，０５９	８４７
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	９２９	７４３
				北洋材	９１１	７２９
			製材		９４９	７５９
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				１，４８４	１，１８７
	鋼材	一般鋼材（口径 12 ｲﾝﾁ未満の鋼管含む）			１，２２３	９７８
		鋼管（口径 12 ｲﾝﾁ以上のもの）・コイル			１，０４０	８３２
	石材				１，０２８	８２２
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱礦石（粉）				１，０２１	８１７
	鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石				１，２１８	９７４
	砂糖				９５０	７６０

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(ｲ)接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ﾛ)はしけ内 ←→ 上屋・野積場内の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(ｲ)接岸本船船側 ←→ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ﾛ)はしけ内 ←→ 上屋・野積場前の場合

（揚荷）はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の６割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1)大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2)長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①３ヶ月以上の長期契約があること

②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③１回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10 人～12 人（11 人）	13 人～15 人（14 人）	16 人～18 人（17 人）	19 人～21 人（20 人）
昼　　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時 30 分、半夜荷役にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10 人～12 人（11 人）	13 人～15 人（14 人）	16 人～18 人（17 人）	19 人～21 人（20 人）
昼　　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半　　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

①昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金
本料金は、次の作業を行った場合に適用します。
(1)上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
(2)コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付するまでの作業

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	２，４７３
雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	２，２１７
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	１，９８６

７．看貫作業料金
本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

８．仕訳作業料金
本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

９．はい替作業料金
本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金
(1)本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
(2)本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
(3)本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（１日１トンにつき　単位円）

区分 / 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	１３	９
繊維原料類	５７	４３
青果	５７	４３
窯製品	６８	５７
その他の貨物	１００	８１

（注）１．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
２．コンテナについては、野積場置きの料金とします。
３．定温保管を要する貨物については、本料金の８割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の２割増とします。

11．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円 50 銭
(3)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円 50 銭

12．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

13．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

14．その他

(1)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（４）港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）
令和 7 年 10 月 1 日現在

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）は、

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内 ←→ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役

(2)総トン数 500 トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目					金額 本船内 ←→ 上屋・野積場内	金額 本船内 ←→ 上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			７８５	７２８
		空			６６６	６１８
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング				１，８９１	１，７５４
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満かつ容積 20 ㌧未満のもの）				１，４８１	１，３７４
	完成車（重量５㌧以上又は容積 20 ㌧以上のもの）				２，０５８	１，８９５
包装品	袋物				２，５８２	２，３８６
	ベール物				２，５１０	２，３１６
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 ㌧未満のもの）			２，８５１	２，６５２
		機械類（1 個当り 5 ㌧以上のもの）			２，０５８	１，８９５
		青果類			２，１０９	１，９３７
		冷凍品・冷蔵品			－	４，２１８
有姿貨物	タイヤ				１，９６８	１，８４０
	巻取紙（内地産）				１，２５９	１，１６９
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	１，４００	１，２７４
				北洋材	１，９５９	１，８３４
			製材		１，５１３	１，３８４
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				２，２５８	２，０５６
	鋼材	一般鋼材（口径 12 ㌅未満の鋼管含む）			１，８９８	１，７９５
		鋼管（口径 12 ㌅以上のもの）・コイル			１，６１４	１，５２６
	石材				２，２９０	２，１５０
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱礦石（粉）				１，４９４	１，３５６
	鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石				２，１０３	１，９３７
	砂糖				２，０７０	１，９４１

(2)総トン数 500 トンの小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目				金額	
				本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		７８１	６２５
		空		６６３	５３０
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			１，１８２	９４５
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満かつ容積 20 ㌧未満のもの）			９１８	７３５
	完成車（重量５㌧以上又は容積 20 ㌧以上のもの）			１，３８８	１，１１０
包装品	袋物			１，６７４	１，３３９
	ベール物			１，６５５	１，３２３
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 ㌧未満のもの）		１，６９８	１，３５９
		機械類（1 個当り 5 ㌧以上のもの）		１，３８８	１，１１０
		青果類		１，４７０	１，１７７
		冷凍品・冷蔵品		－	１，８１２
有姿貨物	タイヤ			１，０９７	８７８
	巻取紙（内地産）			１，２３４	９８７
	木材	岸壁揚のもの	原木 米国材・南洋材	１，０８２	８６６
			原木 北洋材	１，０６１	８４９
			製材	１，１０５	８８４
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			１，７２９	１，３８３
	鋼材	一般鋼材（口径 12 ｲﾝﾁ未満の鋼管含む）		１，４２５	１，１４０
		鋼管（口径 12 ｲﾝﾁ以上のもの）・コイル		１，２１２	９７０
	石材			１，１９７	９５８
撒貨物	小麦・肥料原料・鉱礦石（粉）			１，１９０	９５２
	鉱礦石（塊）・特殊鉱礦石			１，４２０	１，１３６
	砂糖			１，１０６	８８５

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 荷 役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の６割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

３．割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

４．分担金等

(1)総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

←→　上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

(2)総トン数 500 トン未満の小型船内

←→　上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円 50 銭
(3)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円 50 銭

５．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

６．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

７．その他

(1)本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（５）はしけ運送料金表

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ←→ 沿岸間又は、沿岸 ←→ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品目	金　　額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,480	イ）　1,702 ロ）　1,924
撒貨物	1,135	1,358	イ）　1,579 ロ）　1,802

①特定地区は、安治川端建蔵橋上流、木津川千本松大橋上流、神崎川出来島大橋上流とします。

②指定区間は、イ）当港と尼崎西宮芦屋港及び神戸港との間、ロ）当港と東播磨港、姫路港及び和歌山下津港との間とします。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①本船船側 ←→ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②沿岸 ←→ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の４割増
日曜日・ 祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の３割増

３．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（１トンにつき単位円）

品　　目	金　　額
一 般 包 装 品	１３３
ユニタイズ貨物 有　姿　貨　物 撒　　貨　　物	６６

（注）本料金は、１はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては２名、その他の貨物にあっては１名の場合に適用し、それぞれの人員が１名増す毎に１名につき 66 円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

４．滞船料金

積載貨物トン数１トン１日つき 145 円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め４日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繁留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して５日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

５．最低料金

本料金は、１運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円 50 銭

７．消費税及び地方消費税の加算

(1)運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は１個当たり 32 トン、40 フィート型は１個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

９．その他

(1)特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
(3)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（６）いかだ運送料金表

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．適用範囲
このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方
１．基本料金
本船沖取－仕訳筏組

（１立方メートルにつき　単位円）

品　　目		金　　額
原　木	米　国　材	９９９
	南　洋　材	８４９
	北　洋　材	１，２２８

（注）筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1)作業範囲
基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2)料金表に記載のない貨物等
基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金
割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金
待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

区　　分	金　　額
昼　間（８時30分から16時30分まで）	２８，０４０
半　夜（16時30分から21時30分まで）	４３，６２０

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から
21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

４．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金 (2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円 53 銭 各貨物（一律）１トンにつき　３円 09 銭

５．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

６．その他

(1)特殊作業（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)水面保管 10 種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(3)沈木引揚陽機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

（７）輸出貨物船積料金表

大阪港運協会（TEL 06-6572-4601）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

(1)上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

（１トンにつき　単位円）

品目			金額	
			上屋入れより はしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合
ユニタイズ貨物	パレタイズ貨物		４，７０１	３，４４３
	ノックダウン自動車 完成車（重量５㌧未満且つ容積20㌧未満のもの）		４，３０６	３，０４８
	袋物（紙・ビニール入りのもの）		６，０２３	４，７６５
包装品	ベール物		５，７３５	４，４７７
	カートン ケース クレート	雑貨類 機械類（1個当り５㌧未満のもの）	６，０６０	４，８０２
		機械類（1個当り５㌧以上のもの）	５，５９６	４，３３８
有姿貨物	タイヤ		４，９７１	３，７１３
	鋼　材	一般鋼材（口径12㌅未満の鋼管含む）	５，４６２	４，２０４

（注）(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下５％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2)上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2)営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

（１トンにつき　単位円）

品　目	金　額
繊維製品	３，１６１
化学合成繊維（原料）	２，９８７
缶　詰	３，１６１

（注）(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下５％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2)本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌き料金を申し受けます。

(3)上屋入れよりバンニングの上、ＣＹ渡しの場合

（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	５，５２０
雑貨類・機械類（1個当り5㌧未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	５，４８０
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	４，６３２

（注）(1)本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下５％以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2)本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、ＣＹまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

②直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上ＣＹへ移送するまでの作業

(5)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．最低料金

本料金は、１件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の１トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が１トン分に満たない場合は、１トン分とします。

３．分担金等

区　　分	金　　額			
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合	上屋入れよりハプニングの上ＣＹ渡しの場合
(1)港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
(2)港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	－	1円50銭
(3)労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭

４．消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　　ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

５．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

６．その他

(1)本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2)特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3)次の費用については実費を申し受けます。

①航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

②上屋入れよりバンニングの上ＣＹ渡しの場合のＣＹまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

③委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

④委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

（８）ひき船料金表（本船用を除く）

大阪曳船事業協同組合（TEL 06-6563-9870）
令和７年10月１日現在

馬　力　数	料　　金（円）
６０	８，０００
７５	８，０００
９０	８，０００
１００	８，０００
１２０	８，０００
１５０	８，０００
２００	８，０００
２５０	８，５００
３００	９，０００
３５０	９，５００
４００	１０，０００
４５０	１１，０００
５００	１２．０００

１．割増料金
（１）時間外　１７時～８時　　２割増
　　但し２２時～５時　５割増
（２）荒　天　　５割増

２．消費税及び地方消費税の加算
(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

（９）サイロ港湾作業料金

大阪港埠頭ターミナル株式会社（TEL 06-6573-5481）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．料金の種類及び額

１．基本料金

（メイズ・マイロ・大麦）　　（１トンにつき　単位円）

作業の種類		金額	
		メイズ・マイロ・大麦	小麦
吸揚一貫作業	外航船に係る作業	1,800	1,530
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,754	1,491
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	1,492	1,268
吸揚機による積替作業	500総トン以上の内航船に係る作業	799	679
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	776	660
積込作業		663	564

（注）小麦については、本料金の85パーセントを基本料金とします。

２．割増料金

種別	内容		割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の２．５割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	吸揚一貫作業、吸揚機による積替作業及び積込作業	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	吸揚一貫作業、吸揚機による積替作業及び積込作業	基本料金の６割増
雨天雪天作業	雨天・雪天における作業		基本料金の１割増

３．諸料金

(1)待機等料金

（１人１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間　08：30～16：30	4,810
半夜　16：30～21：30	7,480

４．分担金等

区分	金額	
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円	
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭	
(3)港湾労働法関係付加金	吸揚一貫作業	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭

	吸揚機による積替 作業及び積込作業	各貨物（一律）１トンにつき　１円

分担金等に相当する額については、委託者はこれを財団法人港湾近代化促進協議会に支払うものとする。

５．消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

Ⅱ．料金の適用方

１．適用範囲

このサイロ港湾作業料金は、メイズ・マイロ・大麦又は小麦について岸壁に設置された吸揚機（ニューマチックアンローダー、連続機械式アンローダー等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又はいずれか一方を行う場合に適用します。

２．作業範囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸上揚一貫作業

本船内又ははしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビンに投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、直接内航船又ははしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又ははしけに積込むまでの作業とします。

３．割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16 時 30 分より 21 時 30 分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 土曜日荷役割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に、国民の祝祭日がある場合における土曜日を除く）における荷役について適用します。

(4) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

４．諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

待機等料金

(1) 本料金は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合、又は半端作業等が生じた場合に適用します。ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあっては８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間の待機について適用します。

(3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。
(ｲ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以後２時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の７時間分とします。
(ﾛ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以後の取消について、半夜の料金の 4.5 時間分とします。
(4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間作業にあっては昼間の料金の７時間分、半夜作業にあっては半夜の料金の 4.5 時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の７時間分、半夜の料金の 4.5 時間分とします。

５．消費税及び地方消費税の加算
(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

６．料金の計算方
料金の計算方は、次によります。
(1) 計算トン数は、重量によるものとします。
(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
(3) 消費税及び地方消費税の加算については
(ｲ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(ﾛ) 上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

７．その他
(1) 特殊貨物（変質、発熱、塵あい、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
(2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

（10）検数料金表

一般社団法人日本貨物検数協会大阪支部（TEL 06-6572-5457）
一般社団法人全日検大阪支部（TEL 06-6576-3806）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．適用範囲
この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方
１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

<table>
<tr><th colspan="3">品　　目</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">コンテナ</td><td>実　入</td><td>95.8</td></tr>
<tr><td>空</td><td>91.3</td></tr>
<tr><td colspan="3">ユニタイズ貨物
ノックダウン自動車</td><td>135.7</td></tr>
<tr><td colspan="3">袋物・ベール物</td><td>180.7</td></tr>
<tr><td colspan="3">冷凍品・冷蔵品</td><td>375.6</td></tr>
<tr><td rowspan="3">木　　材</td><td rowspan="2">水落しのもの</td><td>南 洋 材</td><td>100.6</td></tr>
<tr><td>その他材</td><td rowspan="2">164.7</td></tr>
<tr><td colspan="2">岸壁揚のもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">鋼管（口径12ｲﾝﾁ以上）
鉄鋼コイル</td><td>135.7</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般鋼材（工場専用岸壁扱いのもの）</td><td>228.1</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専 用 船
揚積貨物</td><td rowspan="2">コンテナ</td><td>実　入</td><td>62.7</td></tr>
<tr><td>空</td><td>59.8</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノックダウン自動車</td><td>95.5</td></tr>
<tr><td colspan="2">パルプ</td><td>124.0</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般雑貨</td><td>267.5</td></tr>
</table>

１．木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。
２．コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（１個当たり５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当たり５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1)料金表に記載のない貨物等
基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金
割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半 夜 作 業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①３ケ月以上の長期契約があること

②１ケ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③１回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼　夜　区　分	金　　額
昼　間（ 8 時 30 分から 16 時 30 分まで）	４，５５７
半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	７，０８９

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時 30 分、半夜にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼　夜　区　分	金　　額
昼　間（ 8 時 30 分から 16 時 30 分まで）	３６，１５０
半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	３６，１５０

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1)作業手配の取消しの場合

①昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降２時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

②半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2)半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

６．撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。
（メイズ・マイロ・大豆・大麦）
（１トンにつき　単位円）

区　　分	金　　額
書類作成料	42.50

７．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

８．消費税及び地方消費税の加算
(1)料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

９．料金の計算方
料金の計算方は、次によります。
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は１個当り 32 トン、40 フィート型は１個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

10．その他
(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(2)工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(3)出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
(4)委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。
(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

検数に係る付帯作業等の料金

１．料金表Ⅱ－10－⑷に係る作業および書類作成の料金

(1)委託者の要求による特別作業

(ｲ)パレタイズ立会料金 …… １トンにつき 428 円

(ﾛ)ブロックストウェージ作業 …… エキストラ料金

(2)委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(ｲ)輸出免状整理料金　免状１件につき …… 390 円

(ﾛ)輸入ボートノート作成料金　１通につき …… 740 円

(ﾊ)ＣＬＰ作成料金　１件につき …… 2,600 円

(ﾆ)CERTIFICATE(証明書) 作成料金　１件につき（２通正・副） …… 2,600 円

１通増すごとに …… 650 円

(ﾎ)ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ﾍ)撒貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 ……１トンにつき 90 円

２．料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（１トンにつき　単位円）

貨　物　区　分	一 類 港
汚損品乙類　危険品丙類	325.80
汚損品甲類　危険品乙類	375.60
危険品甲類　非 鉄 金 属	498.80

（注）汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚 損 品	汚 損 品 甲 類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚 損 品 乙 類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危 険 品	危 険 品 甲 類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危 険 品 乙 類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏 27 度以下のもの）・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危 険 品 丙 類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

３．割増料金

(1)土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金１）に対してそれぞれの料金の 6 割増とします。

(2)日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金・最低料金・エキストラ料金１）に対して、それぞれの料金の 10 割増とします。

(3)深夜作業（21 時 30 分から翌日 05 時まで）は、基本料金の 13 割増とします。
翌日 05 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします。

(3)深夜待機料金

（１口１時間につき）

区　　分	一　類　港
深夜（21 時 30 分から翌日 05 時まで）	10,481 円

(4)深夜最低料金

（１口につき）

区　　分	一　類　港
深夜（21 時 30 分から翌日 05 時まで）	77,200 円

上記１－(1)、１－(2)－(ﾍ)､および２の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

１．１人１シフト当たり
昼間（08 時 30 分～16 時 30 分）　……46,400 円
半夜（16 時 30 分～21 時 30 分）　……39,000 円
深夜（21 時 30 分～05 時 00 分）　……98,500 円
（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

２．１人１ヵ月当たり
時間外を含まない場合　…… 809,000 円
時間外１時間につき　…… 3,990 円
時間外 25 時間以内を含む場合　……891,000 円

※消費税及び地方消費税の加算
(ｲ)料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。
(ﾛ)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。
但し、免税となる取引には適用しません。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">類　似　品　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">コンテナ</td><td>実　入</td><td colspan="2">20・40 型コンテナ実入（在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td colspan="2">20・40 型コンテナ 空　（在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニタイズ貨物</td><td colspan="2">パレタイズ・プレスリング貨物（１ユニット内の個数無関係のもの）・車輌 ・舟艇（単体 20 トン以上のもの）・機械（１個当り５トン以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノックダウン自動車</td><td colspan="2">ノックダウン自動車（１港１船積 1,000 トン以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋物・ベール物</td><td colspan="2">肥料・セメント
砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米 ・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷凍品・冷蔵品</td><td colspan="2">冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">木材</td><td rowspan="2">水落しのもの</td><td>南洋材</td></tr>
<tr><td>米材・その他</td></tr>
<tr><td>岸壁揚のもの</td><td>南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鋼管（口径 12″以上）</td><td colspan="2">鋼管（口径 12″以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄鋼コイル</td><td colspan="2">鉄鋼コイル</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般鋼材</td><td colspan="2">工場専用岸壁扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">専用船揚積貨物</td><td rowspan="2">コンテナ</td><td>実入</td><td>20，40 型コンテナ実入（ｺﾝﾃﾅ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td>20，40 型コンテナ空　（ｺﾝﾃﾅ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノックダウン自動車専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">パルプ専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="13">一般雑貨</td><td>雑貨類</td><td>雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染 料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣 皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食 料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実</td></tr>
<tr><td>機械器具類</td><td>機械（１個当り５トン未満のもの）・器具・部品・金物製品 ・単車・自転車・ＣＫＤ（１港１船積 1,000 トン未満）</td></tr>
<tr><td>窯製品類</td><td>陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類</td></tr>
<tr><td>油類</td><td>鉱・魚・動・植物油・油脂</td></tr>
<tr><td>鉱礦石類</td><td>鉱礦石（袋物）・石材</td></tr>
<tr><td>ソーダー類</td><td>石灰・ソーダー・アルミナ</td></tr>
<tr><td>繊維原料類</td><td>生糸・繭・合成繊維原料</td></tr>
<tr><td>屑鉄類</td><td>屑鉄（撒を除く）</td></tr>
<tr><td>青果類</td><td>野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）</td></tr>
<tr><td>一般鋼材</td><td>一般港揚・積の鋼材（口径 12″未満の鋼管を含む）</td></tr>
<tr><td>車輌・舟艇</td><td>車輌・舟艇（単体 20 トン未満のもの）</td></tr>
<tr><td>製材</td><td>製材（撒）（はしけ・岸壁取り）</td></tr>
</table>

類似品目表

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手 数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑　　貨　　類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径４～８インチのもの)・青果類 ・オートパーツ・缶詰・機械類（１個当たり５トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット ・牧草・葉タバコ・機械類（１個当たり５トン以上のもの)・その他

係数適用表

(A)	ALFALFA HAY CUBE	アルファルア　ヘイ　キューブ	2.0
	ALFALFA MEAL(P'BAG)	アルファルアミール（紙袋）	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド穀粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B)	BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
	BARLEY	大　　麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット（イラン産）	1.8
	BEET PULP PELLET (U.S.A)	ビートパルプペレット（米国産）	1.3
	BEET PULP(JUTE BAG)	ビートパルプ（麻袋）	3.0
	BEET PULP(BALE)	ビートパルプ（ベール）	2.5
	BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
	BLOOD MEAL	血　　粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨　　粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C)	CANARY SEED	カナリーシード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHEST NUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ（まゆ）	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5

	COPRA	コプラ（椰子）	2.0
	CPRA MEAL	コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	砕　　骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕（粒状）	1.2
	COTTON SEED	綿　　実	2.0
(D)	DRUM(STEEL)	ドラム（鉄製）	11.0
	DRUM(FIBER)	ドラム（ファイバー）	7.7
(F)	FEATHER MEAL	フェーザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼料（粒状）	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL(HOME MADE)	魚粉（国産）	1.4
	FISH MEAL(IMPORT)	魚粉（輸入）	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
(G)	GREEN PEA	グリーンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
(H)	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角、等のくず	1.4
	HOP	ホップ（球果状）	2.8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産、カポックシード粕	1.6
(J)	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
(K)	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L)	LACTOSE	ラクトーゼ（乳糖）	1.5
(M)	MALT	麦芽（ビール麦）	1.7
	MASTARD SEED	からし種子	1.3
	MAIZE	もろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL(CHINA)	もろこし固形状粕（中国産）	3.3
	MAIZE MEAL	もろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉　　粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK(P'BAG)	ミルク（紙袋）	1.5 － 1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび類	1.3
	MILO	マイロ（もろこしの一種）	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
(N)	NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O)	OATS	えん麦	1.8
	OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P)	PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3
	POLLARD	ポラード	1.8
(R)	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小　　豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3

	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
(S)	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴ　　マ	1.5
	SEAWEED	海　　草	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORN	ま　　ゆ	1.4
	SOYA BEAN	大　　豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T)	TAPIOKA(THAILAND)	タピオカ（タイ国産）	2.2
	TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOKA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
(W)	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

（11）鑑定料金

一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所（TEL 06-6574-8521）
一般財団法人新日本検定協会大阪事業所（TEL 06-6576-2110）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．料金の種類及び額

１．基本料金

種　目		基　準	金　額
1.倉口検査		3倉まで	21,330
		4倉目から1倉につき	5,980
2.積付検査	(1)普通貨物	積込トン数1,000トンまで	22,660
		1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増す毎に	1,580
	(2)特殊貨物	積込トン数200トンまで	22,660
		200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増す毎に	364
	(3)危険物	積込トン数200トンまで	34,010
		200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増す毎に	545
3.喫水検査		(1)(ア)10,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	10.89
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	10.89
		(イ)10,000トンを超え20,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	9.15
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	9.15
		(ウ)20,000トンを超え30,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	6.12
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	6.12
		(エ)30,000トンを超え40,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	3.41
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	3.41
		(オ)40,000トンを超え50,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	1.74
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	1.74
		(カ)50,000トンを超え100,000トンまで1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	0.19
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	0.19
		(キ)100,000トンを超えるもの1トンにつき	
		一般社団法人日本海事検定協会	0.00
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	0.00
		※ただし、上記料金は、積算方式により算定します。	
		(2)中間検査を行った場合は1回につき	
		一般社団法人日本海事検定協会	24,000
		一般財団法人新日本検定協会大阪事業所	35,000

4. はしけ、機帆船等（デッドウエイトスケールを有しないものに限る）の積荷重量検定		1 隻につき検定トン数 100 トンまで	16,540
		1 隻につき 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増す毎に	725
5. 本船、油槽はしけの液量検査	(1)液量検定	(ア)本船油槽 1 槽 1 測度につき 鉱油 動・植物油、化学製品及び液化ガス 危険物 ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は 3 槽目から 1 槽 1 測度につき 鉱油 動・植物油、化学製品及び液化ガス 危険物	 6,710 12,050 33,340 4,670 8,430 23,360
		(イ)油槽はしけ 検定量 鉱油 1 キロリットルにつき 動・植物油及び化学製品 1 トンにつき 危険物 1 キロリットルまたは 1 トンにつき	 46.70 100.30 246.00
	(2)清掃検査	(ア)本船油槽 1 槽につき 鉱油・化学製品 動・植物油 ただし、同時に 2 槽以上検定した場合は 2 槽目から 1 槽につき 鉱油・化学製品 動・植物油 (イ)油槽はしけ 1 槽につき 鉱油・化学製品 動・植物油	 17,430 24,250 12,050 17,050 8,340 14,370
6. 貨物の損害並びに原因鑑定		検査貨物の正品価額の 0.7%以内とします。	

（注）1. 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。
2. 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、５割増した金額を基本料金とします。
3. 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。

２．割増料金

(1) 一般社団法人日本海事検定協会

種別		内容	割増率又は金額
作業割	(1)半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 2,433 円
	(2)深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 2,919 円
	(3)早朝作業	5 時から 8 時 30 分の間における作業、ただし深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 2,433 円

増	(4)日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 （イ） ８時30分から21時30分までの間における作業 （ロ） 21時30分から８時30分までの間における作業	毎４時間以内につき １人あたり 9,726円 毎４時間以内につき １人あたり 11,677円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の１割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の５割増以内

(2) 一般財団法人新日本検定協会大阪事業所

種別		内容	割増率又は金額
作業割増	(1)半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎１時間につき 4,000円
	(2)深夜作業	21時30分から５時までの間における作業	毎１時間につき 6,000円
	(3)早朝作業	５時から８時30分の間における作業、ただし深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎１時間につき 4,000円
	(3)土曜日作業 ※1)	12時30分から16時30分までの間における作業	毎１時間につき 4,000円
	(4)日曜日及び国民の祝日・休日作業 ※2)	日曜日・祝祭日における作業 ｲ)８時30分から21時30分までの間における作業	ｲ)毎４時間以内につき 16,000円
		ﾛ)21時30分から８時30分までの間の作業	ﾛ)毎４時間以内につき 24,000円
	(5) 雨天・雪天時における作業 ※3)	雨天・雪天時における作業	基本料金の１割増
	(6) 冬期作業	北海道地区において12月１日から翌年３月31日までの間に作業した場合	基本料金の３割増

※1) 土曜日も半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。
※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。
※3) 清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

３．割引料金

(1) 一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所

喫水検査における同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の30%に相当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。

ａ．６ヶ月以上の長期契約があること。
ｂ．１ヶ月以内に２回以上の委嘱があること。

(2) 一般財団法人新日本検定協会大阪事業所

(1) 喫水検査における割引

１回の検査貨物トン数が２万トン以上の場合は、基本料金の 30%割引とします

(2) 清掃検査における割引

次に該当する場合は、所定の割引（最低料金にも適用）を行います。割引率は積算方法により算定します。

(イ)料金月末一括請求の場合は、基本料金の 7%割引とします。

(ロ)過去１年間（暦年ベース）に検査した隻数が 180 隻以上の場合は、基本料金の 5%割引とします。

(ハ)報告書の原紙発送が不用の場合は、基本料金の 4%割引とします。

４．最低料金

(1)喫水検査に係る最低料金は、１件につき……一般財団法人新日本検定協会大阪事業所　70,000 円
一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所　65, 000 円

(2)液量検定に係る最低料金は、１件につき

本船油槽……24,970 円

油槽はしけ……20,960 円

ただし、危険物の場合は、……49,900 円

(3)清掃検査に係る最低料金は、１隻につき……24,020 円

(4)貨物の損害並びに原因鑑定に係る最低料金は、１件につき……65,000 円とします。

５．諸料金

(1)待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受ける。

毎４時間以内につき……13,978 円

(2)検査報告書発行手数料

(ｱ)３通まで無料とし、４通目から写１枚につき……426 円

(ｲ)再発行の場合　　１枚につき……856 円とします。

(ｳ)サインドコピーは (ｱ)及び(ｲ)の５割増とします。

(3)下記の種目につき、検査作業日数が２日以上にわたった場合は、２日目から基本料金のほかに１日につき 21,807 円を申し受けます。

種　　目：倉口検査、清掃検査

６．消費税導入に伴う料金の加算

イ．料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ．上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

Ⅱ．料金の適用方

１．適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

２．特殊貨物とは重量品（１個５トン以上のもの)、かさ高品（１個５トン以上のもの又は 12 メートル以上の長尺物)、甲板積貨物（船の暴露甲板へ積まれるもの）その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

３．危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐蝕性物質、毒物類、引火性液体類、酸化性物質類、可燃性物質類、有害性物質、放射性物質等。

４．清掃検査において

(1)総トン数 1000 トン未満の沿海、平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって１槽とみなします。
(2)同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶並びに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

５．料金表に記載のない種目

料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

６．割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)半夜作業割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2)深夜作業割増

21 時 30 分から 5 時 00 分までの間における作業について、所定の深夜作業割増を適用します。

(3)早朝作業割増

5 時 00 分から 8 時 30 分までの間における作業について、所定の早朝作業割増を適用します。

(4)土曜日作業割増

土曜日の 12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業について、所定の土曜日作業割増を適用します。また、土曜日も半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。

(5)日曜日・祝祭日作業割増

日曜、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。
なお、日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。

(6)荒天等作業割増

雨天・雪天等における作業を行った場合は、所定の荒天等作業割増を適用します。
なお、清掃検査には雨天・雪天作業割増は適用しません。

(7)冬期作業割増

北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に作業を行った場合は、所定の冬期作業割増を適用します。

７．諸　料　金

諸料金の適用方は、次の通りとします。

(1)待機料金

本料金は検査のため待機した場合に適用します。
ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2)検査報告書発行手数料

本料金は特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

(3)諸料金(3)項の料金は倉口検査、清掃検査の種目において検査作業日数が２日以上にわたった場合に適用します。

８．消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

９．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1)計算トン数は重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって１トンとみなします。
(2)割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
(3)消費税及び地方消費税の加算については
(ｱ)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ｲ)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

10．実費
(1)委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。
(2)貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。
(3)委託者から通常の検査、検定または鑑定以外の特別な検査、検定または鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

11．その他
(1)荒天作業、防波堤外作業の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
(2)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

鑑定別掲料金

１．出張料金
出張して鑑定した場合は、基本料金のほかに次の出張料金を申し受けます。
(1)往復に要する日数、毎１日につき……21,100 円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ……13,100 円
(2)新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張はそれぞれ毎１日につき……12,000 円

２．旅　　費
事業所所在地以外の地域に出張して鑑定を行った場合はつぎの通り旅費を申し受けます。
(1)宿泊料（日当を含む）　　１日につき……17,000 円
(2)交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）……実費

３．鑑定付帯賃
検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯賃は実費を申し受けます。

４．施検能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

５．油及び化学製品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料１個につき 640 円を申し受けます。

（12）検査料金

一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所（TEL 06-6574-8521）
一般財団法人新日本検定協会大阪事業所（TEL 06-6576-2110）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．料金の種類及び額

１．基本料金

種　　目	基　　準	金額（単位円）
1 船体又は属具現状検査	総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超える船舶に対しては1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数料を要したときはその程度により８割以内を割増します。	68,000 4,400
2 船体、機関の損傷原因又は状態検査	総トン数3,000トン以下の船舶（船体、機関それぞれにつき） 3,000トンを超える船舶に対しては1,000トン以下を増すごとに ただし、 (1)損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 (2)損傷程度大なるとき、又は特に手数を要したとき、その程度により８割以内を割増します。 (3)修繕費の算定を併せ申込を受けたときは次の料金を加算します。 修繕費算定額 600万円以下 600万円を超え1,000万円まで 1,000万円を超え2,000万円まで 2,000万円を超え3,000万円まで 3,000万円を超えるものについては	68,000 4,400 79,000 105,000 143,000 182,000 220,000
3 はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	68,000
4 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	68,000
5 船内燃料及び清水数量検定	(ア)油量検定：1槽につき (イ)清水数量検定：1槽につき ただし、最低料金1槽につき	9,300 6,300 47,000
6 シフチングボードの施設検査	2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	34,500 9,600
7 船体耐航性検査	総トン数1,000トン以下の船舶 1,000トンを超えるトン数に対しては、1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	76,000 9,000

8 回航検査	(1)えい航検査 被曳船1隻につき （ア）全長50m未満 （イ）全長50m以上85m未満 （ウ）全長85m以上100m未満 （エ）全長100m以上 50m未満の浚渫船、起重機船等は（イ）の料金を申し受けます。 曳航距離 150海里以上　500海里未満　5割増 500海里以上　1,500海里未満　10割増 1,500海里以上　2,500海里未満　15割増 2,500海里以上　5,000海里未満　20割増 5,000海里以上　30割増 ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は、上記料金にかかわらず別途協議します。 (2)自力回航検査 上記料金にかかわらず、別途委託者と協議します。	 97,000 139,000 185,000 230,000
9 船舶受渡時の検査	総トン数3,000トン以下の船舶 総トン数3,000トンを超え、5,000トンまでの船舶 総トン数5,000トンを超え、7,500トンまでの船舶 総トン数7,500トンを超え、10,000トンまでの船舶 総トン数10,000トンを超え、12,500トンまでの船舶 総トン数12,500トンを超え、15,000トンまでの船舶 総トン数15,000トンを超え、17,500トンまでの船舶 総トン数17,500トンを超え、20,000トンまでの船舶 総トン数20,000トンを超え、25,000トンまでの船舶 総トン数25,000トンを超え、30,000トンまでの船舶 総トン数30,000トンを超え、35,000トンまでの船舶 総トン数35,000トンを超え、40,000トンまでの船舶 総トン数40,000トンを超え、45,000トンまでの船舶 総トン数45,000トンを超え、50,000トンまでの船舶 総トン数50,000トンを超える船舶については、10,000トン以下を増すごとに ただし、残油水の検査を同時に行った場合、5槽までは上記料金に含まれるものとし、6槽目から1槽につき、右の額を加算します。 修繕費の算定を併せ申込を受けたときは種目2の(3)の料金を申し受けます。	110,000 141,000 165,000 184,000 204,000 225,000 243,000 263,000 271,000 293,000 316,000 339,000 359,000 383,000 24,000 3,500
10 船倉内の容積検査	(1)倉内積荷占有容積 1倉につき検定量100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、(ア)仕向港別検定の場合は5割　増とします。 （イ）最低料金　1隻につき	10,600 160 65,000
	(2)倉内空積 4区画以下 5区画目から1区画につき	65,000 5,000

11 船倉内の清掃検査	2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	65,000 13,500
12 船価鑑定	1隻につき （ア）はしけ ただし、特殊はしけは（エ）作業船の料金を適用します。 （イ）機帆船・汽艇・油槽はしけ （ウ）汽船 総トン数100トン以下 総トン数100トンを超え3,000トンまで 総トン数3,000トンを超え5,000トンまで 総トン数5,000トンを超え10,000トンまで 総トン数10,000トンを超え50,000トンまで 総トン数50,000トンを超えるもの （エ）作業船等 （オ）漁船 総トン数100トン以下 総トン数100トンを超え1,000トンまで 総トン数1,000トンを超えるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	 65,000 83,000 108,000 132,000 201,000 303,000 350,000 415,000 185,000 127,000 162,000 198,000
13 はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度表示	載貨重量トン数100トン以下　はしけ 機帆船等 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度表示を同時に行った場合は3割増とします。	32,000 40,000 2,900 3,900
14 タンク計測	(1)陸上油槽 （ア）油槽容量（コーン型屋根及びドーム型屋根） 500キロリットル以下 500キロリットルを超え1,000キロリットルまで 1,000キロリットルを超え5,000キロリットルまで 5,000キロリットルを超え10,000キロリットルまで 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまで 20,000キロリットルを超え30,000キロリットルまで 30,000キロリットルを超え40,000キロリットルまで 40,000キロリットルを超え50,000キロリットルまで 50,000キロリットルを超え75,000キロリットルまで 75,000キロリットルを超え100,000キロリットルまで 100,000キロリットルを超え150,000キロリットルまで 150,000キロリットルを超えるもの （イ）油槽容量（浮屋根型：内部浮屋根式を含む） 500キロリットル以下 500キロリットルを超え1,000キロリットルまで 1,000キロリットルを超え5,000キロリットルまで 5,000キロリットルを超え10,000キロリットルまで 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまで	 220,000 240,000 370,000 490,000 570,000 610,000 650,000 690,000 720,000 750,000 770,000 790,000 240,000 260,000 400,000 540,000 620,000

	20,000キロリットルを超え30,000キロリットルまで 30,000キロリットルを超え0,000キロリットルまで 40,000キロリットルを超え50,000キロリットルまで 50,000キロリットルを超え75,000キロリットルまで 750,000キロリットルを超え100,000キロリットルまで 100,000キロリットルを超え150,000キロリットルまで 150,000キロリットルを超えるもの	670,000 710,000 750,000 780,000 820,000 840,000 860,000
	(2)特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク、及び液化ガスタンク（低温型）等の場合、(1)の5割増とします。	
	(3)油槽船（油槽はしけを含む） 1槽又は1区画の容量 100キロリットル以下 100キロリットルを超え200キロリットルまで 200キロリットルを超え300キロリットルまで 300キロリットルを超え400キロリットルまで 400キロリットルを超え500キロリットルまで 500キロリットルを超え750キロリットルまで 750キロリットルを超え1,000キロリットルまで 1,000キロリットルを超え1,500キロリットルまで 1,500キロリットルを超え2,000キロリットルまで 2,000キロリットルを超え3,000キロリットルまで 3,000キロリットルを超え4,000キロリットルまで 4,000キロリットルを超え5,000キロリットルまで 5,000キロリットルを超え7,500キロリットルまで 7,500キロリットルを超え10,000キロリットルまで 10,000キロリットルを超え15,000キロリットルまで 15,000キロリットルを超えるもの ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	 110,000 150,000 180,000 200,000 220,000 240,000 260,000 270,000 280,000 300,000 310,000 320,000 330,000 350,000 370,000 390,000
	特殊計測 特殊な器具を使用して計測する場合、上記(1)(2)については(1)の料金の10割増以上、(3)については(3)の料金の10割増以上とします。	
15 陸上油槽の液量検定並びに検査	(1)液量検定 （ア）1槽の検定量につき 原油及び重油 1キロリットル 鉱油（上記以外） 1キロリットル 動・植物油、化学成品類及び液化ガス 1トン ただし、 1)鉱油（原油及び重油を含む）については、 5,000キロリットルを超え10,000キロリットルまでについては、5,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し上記料金の2割引 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまでについては、10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し、上記料金の4割引 20,000キロリットルを超えるキロリットル数は上記料金の6割引	 6.50 11.30 26.30

	2)化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 3)最低料金 （イ）危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は（ア）の 20 割以内を割増します。	46,000
	(2)清掃検査 （ア）1 槽につき容量 1,000 キロリットル以下 鉱油 動植物油及び化学成品類等 （イ）ポータブルタンク 1 基につき ただし、３基目以降１基につき	30,000 37,000 11,500 8,000
	(3)ガスフリー検査 タンクローリー、1 時間につき ただし、３基目以降１基につき 容積 1,000 キロリットルを超えるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。 ただし、 （ア）特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 （イ）前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。	10,000 29,480
	(1)外装または内装 検査個数 20 個以下（外装及び内装それぞれにつき） 20 個を超える個数に対しては 10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 1,340 61,000
16 貨物の現状検査	(2)内容品 検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 61,000
	(3)裸かさ高品、重量品、車輌（輸出自動車を除く）等 検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 61,000 7,900
	(4)輸出貨物 （ア）自動車 施検台数 100 台まで 1 台につき 101 台から 300 台まで 1 台につき 301 台から 500 台まで 1 台につき 501 台以上 1 台につき ただし、最低料金	61,000 1,000 600 290 130 61,000 58 61,000

	（イ）鋼材類 1トンにつき ただし、最低料金	61,000 58
	(5)個数により難い貨物 100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	61,000 16,600 350 61,000
	付帯条件 (1)～(5)において特に手数を要したときは。その程度により8割以内を割増します。	
	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、(7)最低料金(ｲ)分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費を別途申し受けます。	76,000
17 製品検査 付帯条件	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査 1トンにつき ただし、最低料金	76,000 78 76,000
18 原材料検査	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査 1トンにつき ただし、最低料金	 297 76,000
	(3)木材の品質又は規格検査 1トンにつき ただし、最低料金	 326 76,000
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査 検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	 76,000
	付帯条件 分析をした場合、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。	
	(1)鉄鉱石及び石炭類 1トンにつき ただし、最低料金	 49以内 76,000
19 見本（試料） 採取	(2)非鉄鋼物 1トンにつき ただし、最低料金	 112以内 76,000
	(3)非金属鉱物 1トンにつき ただし、最低料金	 143以内 76,000
	(4)各種金属物 1トンにつき ただし、最低料金	 274以内 76,000
	(5)食品類等 1トンにつき ただし、最低料金	 141以内 76,000
	(6)肥料類 1トンにつき ただし、最低料金	 112以内 76,000

	(7)油及び化学成品類（液化ガスを含む） （ア）船舶油槽 1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は、3槽目から1槽につき 最低料金 （イ）油槽はしけ 1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は、3槽目から1槽につき 最低料金 （ウ）陸上油槽 1槽につき ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は、2槽目から1槽につき （エ）ドラム、ポータブルタンク及びタンクローリー 1基につき ただし、同時に2基以上にわたり採取した場合は、2基目から1基につき （オ）容器入 1個につき 最低料金	 11,100 7,600 32,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 34,000 18,000 400 34,000
	(8)その他の貨物 検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金	 76,000
	付帯条件 （ア）特に手数を要したときは、上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 （イ）危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は20割以内を割増します。 （ウ）分析をした場合は、分析料金及び付帯費用のほかに右の額以内の手数料を申し受けます。	 8,000
20 封印及び解封検査	(1)封印検査 （ア）船舶 1 船舶につき ただし、同一船舶で11か所以上の場合は、11か所目以降1か所につき （イ）ポータブルタンク及びタンクローリー 1基につき	 40,000 4,000 4,000
	(2)解封検査 封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	 35,000

２．割増料金

種　　別		内　　容	割増率又は金額
	(1)半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎1時間につき 1人あたり　　4,000円

作業割増	(2)深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎１時間につき １人あたり　　6,000 円
	(3)早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業、ただし、深夜から引き続きの場合は(2)による。	毎１時間につき １人あたり　　4,000 円
	(4)土曜日作業 ※1)	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 4,000 円
	(5)日曜日及び国民の祝日・休日作業 ※2)	日曜日・祝祭日における作業 (ｱ)8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 (ｲ)21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業	(ｱ)毎４時間以内につき １人あたり　　16,000 円 (ｲ)毎４時間以内につき １人あたり　　24,000 円
	(6)荒天等作業 ※3)	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の１割増
	(7)冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間における作業	基本料金の 3 割増
	(~~6~~8)防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の５割増以内

※1) 土曜日も半夜作業割増、深夜作業割増又は早朝作業割増を適用します。
※2) 日曜日等には半夜作業割増、深夜作業割増及び早朝作業割増は適用しません。
※3) 船倉の清掃検査には荒天等作業割増は適用しません。

３．諸料金

(1)待機等料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受ける。

毎４時間以内につき…… 13,978 円

(2)検査報告書発行手数料

(ｱ)３通まで無料とし、４通目から写１枚につき…… 426 円

(ｲ)再発行の場合　　１枚につき…… 856 円

(ｳ)サインドコピーは (ｱ)及び (ｲ)の５割増とする。

(3)下記の検査種目につき、検査作業日数が２日以上にわたった場合は、２日目から基本料金のほかに１日につき右の額を申し受けます。…… 21,807 円

種　　目　１．船体又は属具の現状検査
２．船体、機関の損傷原因又は状態検査
３．はしけの損害検査及び遭難原因鑑定
４．荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定
６．シフチングボードの施設検査
７．船体堪航性検査
11．船倉の清掃検査
15．(2)清掃検査

(4)個別に協議して定める料金

(ｱ)基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

(ｲ)天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

(ｳ)本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

４．消費税及び地方消費税

①消費税及び地方消費税の加算

(ｱ)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額。

(ｲ)免税となる取引には適用しません。

②消費税及び地方消費税の加算方

(ｱ)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ｲ)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

検査別掲料金

１．出張料金

出張して検査した場合は、基本料金のほかに次の出張料金を申し受けます。

(1)往・復に要する日数　　毎１日につき……21,100 円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ……13,100 円

(2)新市域、隣接地、特定地及び日帰り地方出張は、それぞれ毎１日につき……12,000 円

２．旅費

事業所所在地以外の地域に出張して検査を行った場合はつぎの通り旅費を申し受けます。

(1)宿泊料（日当を含む）　　１日につき……17,000 円

(2)交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）……実費

３．検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

４．油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料を１個につき640 円申し受けます。

５．施検能率甚だしく不良その他で本表料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

（13）陸揚貨物検量料金

一般社団法人日本貨物検数協会大阪支部（TEL 06-6572-5451）
一般社団法人全日検大阪支部（TEL 06-6576-3806）
一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所（TEL 06-6599-2371）
株式会社シンケン 阪神支社（TEL 072-252-8096）
令和７年10月１日現在

① 一般社団法人日本貨物検数協会大阪支部

Ⅰ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

<table>
<tr><th colspan="5">品　　目</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td colspan="5">一　般　貨　物</td><td>196.50</td></tr>
<tr><td rowspan="15">特定貨物</td><td rowspan="2">元袋地入</td><td colspan="3">穀類</td><td>226.90</td></tr>
<tr><td colspan="3">ふすま、魚粉等</td><td>340.90</td></tr>
<tr><td colspan="4">撒揚袋詰穀飼類</td><td>173.60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">綿花類</td><td colspan="3">アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの</td><td>538.90</td></tr>
<tr><td colspan="3">インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの</td><td>302.90</td></tr>
<tr><td colspan="4">冷凍品・冷蔵品</td><td>379.10</td></tr>
<tr><td colspan="4">銑　　鉄</td><td>123.80</td></tr>
<tr><td colspan="4">鉄屑、非鉄金属鉱石</td><td>147.10</td></tr>
<tr><td rowspan="6">木材</td><td rowspan="3">水面貨物</td><td colspan="2">南洋材</td><td>172.00</td></tr>
<tr><td colspan="2">米材・ニュージーランド材・チリ材</td><td>220.10</td></tr>
<tr><td colspan="2">北洋材</td><td>294.00</td></tr>
<tr><td rowspan="3">陸上貨物</td><td colspan="2">南洋材</td><td>273.60</td></tr>
<tr><td colspan="2">米材・ニュージーランド材・チリ材</td><td>292.60</td></tr>
<tr><td colspan="2">北洋材</td><td>340.60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">撒貨物</td><td colspan="2" rowspan="2">穀飼類・砂糖・肥料原料</td><td>トラックスケールによる場合</td><td>150.10</td></tr>
<tr><td>ホッパースケールによる場合</td><td>67.00</td></tr>
</table>

（注）穀飼類（撒）で、時間当たり公称作業能力が400トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、１トンにつき59.80円を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増

土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	〃　　6　〃
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	〃　　10　〃

３．割引料金

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

(1) ３ヶ月以上の長期契約があること。

(2) １ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること。

(3) １回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

４．諸料金

(1)待機料金

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　　額
昼　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	３，０３５
半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	４，７２１

(2)検量証明書発行手数料

(ｱ)検量証明書発行手数料

４通目から　　１枚につき…… 312 円

(ｲ)検量明細書発行手数料

１枚につき…… 312 円

５．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

６．消費税及び地方消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

Ⅱ．料金の適用方

１．適用範囲

この料金は陸揚貨物検量作業を行う場合に適用します。

２．料金表に記載のない貨物

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

３．割増料金

割増料金の適用方は次のとおりとします。

(1)半夜作業割増

16 時 30 分より 21 時 30 分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2)日曜日、祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3)冬期作業割増

北海道地区において 12 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの間に作業を行った場合に、所定の冬期作業割増を適用します。

4．割引料金

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

(1)３ヶ月以上の長期契約があること。

(2)１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること。

(3)１回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

5．諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1)待機料金

本料金は、昼間作業にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について､それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2)検量証明書発行手数料

本料金は、検量証明書を発行する場合に適用します。

(3)検量明細書発行手数料、本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

6．消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

7．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1)計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

(2)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3)消費税及び地方消費税の加算については

(ｱ)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ｲ)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

8．その他

(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)出張検量を行う場合の費用については、実費を申し受けます。

(4)委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金

１．出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1)宿泊を要する地方出張の場合（１口につき）

出発及び帰着の日は、それぞれ…… 9,800 円

ただし、往路及び帰路に要する日数のうち

上記以外の日に対しては　毎１日につき……19,500 円

(2)隣接地及び日帰り地方出張の場合（１口につき）

毎１日につき…… 9,800 円

２．旅費

出張して検量を行なった場合は、つぎの通り旅費を申し受けます。

宿泊料（日当を含む）　……１日につき……17,000 円

交通費　乗車賃　片道 100 キロメートル未満 ……普通料金

片道 100 キロメートル以上 ……グリーン料金又は１等料金

特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃……グリーン料金又は１等料金

舟車賃……実費

３．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として 50,000 円以上を申し受けます。

（備考）

※本表Ⅱ－３項の割引料金の適用について

(1)「同一貨物」とは本料金表（Ⅱの１）の品目区分によります。

(2)「１か月間に２回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。

(3)「１回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること」とは一港一船一作業場所を単位とし且つ同一貨物を基準とします。

②一般社団法人全日検大阪支部

Ⅰ.適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ.料金の種類及び適用方

１．　基本料金

(1)陸揚貨物　（１トンにつき　単位円）

品　　目			金　額
一　般　貨　物			196.50
特定貨	元袋地入	穀類	226.90
		ふすま、魚粉等	340.90
	撒揚袋詰め穀飼類		173.60
	綿花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90
	冷凍品・冷蔵品		379.10
	銑　　鉄		123.80
	鉄屑、非鉄金属鉱石		147.10

物	木材	水面貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリ材	220.10
			北洋材	294.00
		陸上貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリ材	292.60
			北洋材	340.60
	撒貨物	穀飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00

（注）穀飼類（撒）で、時間当たり、公称作業能力が 400 トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、１トンにつき 59.80 円を基本料金とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬季作業	北海道地区において 12 月１日より翌年３月 31 日までの間に行う作業	基本料金の３割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① ３ヶ月以上の長期契約があること。

② １ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること。

③ １回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　　額
昼　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	３，０３５

半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	４，７２１

本料金は、昼間作業にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．検量証明書発行手数料
本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。
(1) 陸揚貨物検量証明書については、４通目から１枚に着き 312 円を申し受けます。

６．検量明細書発行手数料
本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。
検量明細書については、１枚につき 312 円を申し受けます。

７．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

８．消費税の加算
(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

９．料金の計算方
料金の計算方は、次によります。
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

１０．その他
(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(3)出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
(4)委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金
１．出張料金
検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1)宿泊を要する地方出張の場合（１口につき）
出発及び帰着の日は、それぞれ…… 9,800 円
ただし、往路及び帰路に要する日数のうち
上記以外の日に対しては　毎１日につき……19,500 円
(2)隣接地及び日帰り地方出張の場合（１口につき）
毎１日につき…… 9,800 円

２．旅費
出張して検量を行った場合は、つぎのとおり旅費を申し受けます。
宿泊料（日当を含む）　……１日につき……17,000 円
交通費　乗車賃　片道 100 キロメートル未満 ……普通料金
片道 100 キロメートル以上 ……グリーン料金又は１等料金
特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
乗船賃……グリーン料金または１等料金
舟車賃……実費

３．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として 50,000 円以上を申し受けます。

（備考）
※本表Ⅱ－３項の割引料金の適用方について
(1)「同一貨物」とは本料金表（Ⅱ－１）の品目区分によります。
(2)「１か月間に２回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。
(3)「１回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること」とは、一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

③一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所
Ⅰ．適用範囲
この料金は、陸揚貨物検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方
１．基本料金
(1)陸揚貨物

（１トンにつき　単位円）

品目			金額
一般貨物			196.50
特定貨物	元袋地入	穀類	226.90
		ふすま、魚粉等	340.90
	撒揚袋詰穀飼類		173.60
	綿花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	302.90
	冷凍品・冷蔵品		379.10
	銑鉄		123.80
	鉄屑、非鉄金属鉱石		147.10
	木水	南洋材	172.00

物	材	面貨物	米材・ニュージーランド材・チリ材		220.10
			北洋材		294.00
		陸上貨物	南洋材		273.60
			米材・ニュージーランド材・チリ材		292.60
			北洋材		340.60
	撒貨物	砂糖・肥料原料		トラックスケールによる場合	150.10
				ホッパースケールによる場合	67.00
		穀飼類		トラックスケールによる場合	150.10
				ホッパースケールによる場合	47.00

(2)料金表に記載のない貨物等

料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬季作業	北海道地区において 12 月１日より翌年３月 31 日までの間に行う作業	基本料金の３割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係わる請求額から割引きます。

(1) ３ヶ月以上の長期契約があること。

(2) １ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること。

(3) １回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち、年間取扱量 10 万トン以上の委託者については上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　　額
昼　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	３，０３５
半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	４，７２１

本料金は、昼間作業にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量証明書については、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

６．検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、１枚につき 312 円を申し受けます。

７．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

８．消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

９．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれかの大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

10．その他

(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)出張検量を行う場合の費用については、実費を申し受けます。

(4)委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

④株式会社シンケン　阪神支社

Ⅰ．適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品　　目				金　額
一　般　貨　物				196.50
特定貨物	元袋地入	穀類		226.90
		ふすま、魚粉等		340.90
	撒揚袋詰穀飼類			173.60
	綿花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑　　鉄			123.80
	鉄屑、非鉄金属鉱石			147.10
	木材	水面貨物	南洋材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリ材	220.10
			北洋材	294.00
		陸上貨物	南洋材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリ材	292.60
			北洋材	340.60
	撒貨物	穀飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00

（注）穀飼類（撒）で時間当り、公称作業能力が 400 トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、１トンにつき 59.80 円を基本料金とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　　容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬季作業	北海道地区において 12 月１日より翌年３月 31 日までの間に行う作業	基本料金の３割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

(1) ３ヶ月以上の長期契約があること。

(2) １ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること。

(3) １回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撤貨物については、本割引制度の適用から除きます。

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　　額
昼　間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	３，０３５
半　夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	４，７２１

本料金は、昼間作業にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量証明書については、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

６．検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、１枚につき 312 円を申し受けます。

７．分担金等

区　　分	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

８．消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

９．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

10．その他

(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3)出張検量を行う場合の費用については、実費を申し受けます。
(4)委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金

１．出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1)宿泊を要する地方出張の場合（１口につき）

出発及び帰着の日は、それぞれ…… 9,800 円

ただし、往路及び帰路に要する日数のうち

上記以外の日に対しては　毎１日につき……19,500 円

(2)隣接地及び日帰り地方出張の場合（１口につき）

毎１日につき…… 9,800 円

２．旅費

出張して検量を行った場合は、つぎのとおり旅費を申し受けます。

宿泊料（日当を含む）　……１日につき……17,000 円

交通費　乗車賃　片道 100 キロメートル未満 ……普通料金

片道 100 キロメートル以上 ……グリーン料金又は１等料金

特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃……グリーン料金または１等料金

舟車賃……実費

３．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として 50,000 円以上を申し受けます。

（備考）本表Ⅱ－３項の割引料金の適用について

(1)「同一貨物」とは本料金表（Ⅱ－１）の品目区分によります。

(2)「１か月間に２回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。

(3)「１回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること」とは、一港一船一作業場所を単位とし、かつ同一貨物を基準とします。

（14）船積貨物検量料金

一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所（TEL 06-6599-2371）
株式会社シンケン 阪神支社（TEL 078-252-8096）
令和７年10月１日現在

①一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所

Ⅰ．適用範囲
この料金は、船積貨物検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び額
１．船積貨物検量料金
(1)基本料金　（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
一般貨物	238.20

（注）１.一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。
２.一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

(2)料金表に記載のない貨物等
料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金
割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．割引料金
割引料金は、次のとおりとします。
同一委託者から同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。
①３ヶ月以上の長期契約があること
②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること
③１回当りの取扱量が3,000トンを超えること

４．待機料金
待機料金は、次のとおりとします。
（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　　額
昼間（８時30分から16時30分まで）	2,823
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,391

本料金は、昼間作業にあっては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金
本料金は、船積貨物検量における１件の請求額が、当該貨物にかかる基本料金の４トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が４トンに満たない場合は、４トン分とします。

６．検量証明書発行手数料
本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。
船積貨物検量証明書については、3 通まで 1,105 円、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

７．検量明細書発行手数料
本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。
検量明細書については、1 枚につき 312 円を申し受けます。

８．分担金等

区　　分	内　　容	金　　額
(1)港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき	40 銭
(2)労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき	35 銭

９．消費税及び地方消費税の加算
イ．料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
ロ．上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

１０．料金の計算方
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって
1 トンとみなします。

１１．その他
(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(3)出張検量の行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

② 株式会社シンケン 阪神支社

Ⅰ．適用範囲
この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方
１．基本料金　（１トンにつき　単位円）

品　　目		金　額
一般貨物		274.10
特定貨物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	229.50
	袋入セメント、袋入肥料	96.20
	一般鋼材	148.90
	冷凍品・冷蔵品	287.90

（注）ＦＣＬ貨物については、一般貨物は 262.30 円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は 219.60 円を基本料金とします。

料金表に記載のない貨物等
基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上決定した料金を、基本料金とします。

２．割増料金
割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

３．割引料金
割引料金は、次のとおりとします。
同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。
①３ヶ月以上の長期契約があること
②１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること
③１回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること

４．待機料金
待機料金は、次のとおりとします。
（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金　額
昼間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	2,823
半夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	4,391

本料金は、昼間作業にあっては８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては 16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金
本料金は、船積貨物検量における１件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の４トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が４トンに満たない場合は、４トン分とします。

６．検量証明書発行手数料
本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。
船積貨物検量証明書については、３通まで 1,105 円、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

７．検量明細書発行手数料
本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。
検量明細書については、１枚につき 312 円を申し受けます。

８．分担金等

区　　分	内　　容	金　　額
港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき	35 銭

９．消費税の加算
(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

１０．料金の計算方
料金の計算方は、次によります。
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1,133 立方米をもって１トンとみなします。

１１．その他
(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(3)出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
(4)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

船積貨物検量別掲料金

１．出張料金

検量申込者の要請により出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の出張料金（旅費を含まず）を申し受けます。

(1)都・市内（船積貨物検量指定場所以外）

１場所１回につき…… 1,560 円

(2)宿泊を要する地方出張の場合（１口につき）

出発及び帰着の日は、それぞれにつき…… 9,800 円

ただし、往路及び復路に要する日数のうち

上記以外の日に対しては、毎１日につき……19,500 円

(3)隣接地及び日帰り地方出張の場合（１口につき）

毎１日につき……9,800 円

２．旅費

出張して検量を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

宿泊料（日当を含む）……１日につき……17,000 円

交通費　乗車券　片道 100 キロメートル未満……普通料金

片道 100 キロメートル以上……グリーン料金又は１等料金

特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃……グリーン料金又は１等料金

舟車賃……実費

３．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として 50,000 円以上を申し受けます。

（備考）本表Ⅱ―３項の割引料金の適用について

(1)「同一貨物」とは本料金表（Ⅱ―１）の品目区分によります。

(2)「1 か月間に２回以上の反復継続」とは同一船積港を基準とします。

(3)「１回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること」とは一港一船一請求書を単位とし、且つ同一貨物を基準とします。

(4)協議料金及び最低料金については、適用対象外とします。

（15）コンテナ貨物詰込検定料金

一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所（TEL 06-6599-2371）
株式会社シンケン 阪神支社（TEL 078-252-8096）
令和７年10月１日現在

１．基本料金
貨物１トンにつき…… 384円
但し、最低料金　１件につき……25,000円

２．適用条項
(1)本料金はドライコンテナ及びドライカーゴに適用します。
(2)重量は 1,000キログラムをもって１トンとし、容積は 1.133立方メートルをもって１トンとみなします。
(3)料金請求のトン数は、容積又は重量のいずれか大なる方によります。
(4)検定に要する付帯料金は別途申し受けます。

３．割増料金
(1)時間外割増料金（１口１場所につき）
16時30分から21時30分まで　毎１時間につき…… 2,390円
(2)休日割増料金（１口１場所につき）
日曜日及び祝祭日に申込者から施検の要請があった場合、つぎの割増料金を申受けます。
８時30分から21時30分まで　毎４時間以内につき……9,570円
(3)貨物自体について特に現状を詳細に記録する必要がある場合或は貨物の容積、重量を併せ、証明する場合は、それぞれ別途料金を加算します。
(4)多種類の貨物の詰合わせ、複雑な荷姿の貨物の詰込又は、高価品、毀損しやすい貨物の積付等、特に手数を要し、能率不良の場合には実費を申受けます。

４．出張料金
(1)都、市内（港頭地区以外）　１場所１回につき…… 1,560円
(2)宿泊を要する地方出張の場合　（１口につき）
出発及び帰着の日は、それぞれ…… 9,800円
但し、往路及び帰路に要する日数のうち
上記以外の日に対しては　毎１日につき……19,500円
(3)隣接地及び日帰地方出張の場合（１口につき）　毎１日につき…… 9,800円

５．旅費
(1)宿泊料（日当を含む）　１日につき……17,000円
(2)交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）……　実費

６．検定報告書料金
１枚につき……726円

７．消費税及び地方消費税の加算
(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

（備考）※コンテナ出し検定についても本料金を適用します。
※本表３．割増料金の(4)にいう実費とは、１日（７時間）１口50,000円以上とします。
※本表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

（16）木材検量料金表

一般社団法人全日検大阪支部（TEL 06-6576-3806）
令和７年 10 月１日現在

Ⅰ．適用範囲

この料金表は、検量作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品　　目			金　　額
木材	水面貨物	南洋材	172.00
		米材・ニュージーランド材・チリー材	220.10
		北洋材	294.00
	陸上貨物	南洋材	273.60
		米材・ニュージーランド材・チリー材	292.60
		北洋材	340.60

料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

(1) ３ケ月以上の長期契約があること。
(2) １ケ月間に２回以上の反復継続の引受があること。
(3) １回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること。

４．待機料金

待機料金は、次のおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼　夜　区　分	金　　額
昼間（8 時 30 分から 16 時 30 分まで）	3,035
半夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあっては、８時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。
ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金
船積検量料金につき省略。

６．検量証明書発行手数料
本料金は、検量証明書を発行する場合に適用します。
検量証明書については、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

７．検量明細書発行手数料
本料金は、検量明細書を発行する場合に適用します。
検量明細書については、１枚につき 312 円を申し受けます。

８．分担金等

区　　分	金　　額
港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40 銭
労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35 銭

９．消費税及び地方消費税の加算
(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

10．料金の適用方
料金の計算方は、次によります。
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって１トンとみなします。

11．その他
(1)特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
(2)通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
(3)出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
(4)委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。
(5)本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(17) 農水産物検量料金

一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所（TEL 06-6599-2371）
一般財団法人日本穀物検定協会関西神戸支部（TEL 078-265-1177）
一般社団法人日本貨物検数協会大阪支部（TEL 06-6572-5457）
令和７年 10 月１日現在

① 一般社団法人日本海事検定協会大阪第二事業所

「陸揚貨物検量料金」に準じる。

②一般財団法人日本穀物検定協会関西神戸支部

１．検量料金（１トンにつき）
港湾福利分担金１トンにつき 40 銭及び労働安定基金１トンにつき 35 銭を含みます。
(1)撤穀飼類　(ｱ)トラックスケールによる場合…… 150.85 円
(ｲ)ホッパースケールによる場合…… 67.75 円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
(2)撤揚袋詰穀飼類……174.35 円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
(3)元地袋入穀類……227.65 円
飼料原料用穀類（とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等）
油脂原料用穀類（大豆、綿実、ゴマ等）
食品用穀類（大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等）
(4)元地袋入ふすま、魚粉等……341.65 円
ペレット類
ミール類（Feather meal,Ground Nuts meal,Soybean meal（但し汚染貨物を除く）,Cob meal, Fish meal,Fish scrap 等）
糟糖類（Bran, Pollard 等）
澱粉類（Tapioca Starch, Potato Starch 等）
乳脂類（Milk 等）
（注）汚染貨物（血粉、骨粉等）、については冷凍品・冷蔵品の料金を適用します。
１トンにつき…… 379.85 円
(5)一般貨物……197.25 円
（注）吸揚機１基当たりの時間当たり公称能力（計量能力）400 トン以上の大型サイロについては１トンにつき 60.55 円とします。

２．割増料金

種　　別	内　　容	割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

３．諸料金
(1)待機料金
（１口１時間につき　単位円）

昼　夜　区　分	金　　額
昼間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	3,035
半夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	4,721

(2)検量証明書発行手数料
(ｱ)検量証明書
３通まで…… 無料
４通目から１枚につき…… 312 円
(ｲ)検量明細書
１枚につき…… 312 円
(3)検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。
出張料金
(ｱ)往復に要する日数　毎１日１口につき……19,500 円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…… 9,800 円
隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき…… 9,800 円
(ｲ)宿泊料（日当を含む）１日につき……17,000 円

(ｳ)交通費
- 乗車賃
  - 片道 100 キロメートル未満……普通料金
  - 片道 100 キロメートル以上……グリーン料金
  - 特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃……グリーン料金
- 舟車賃……実費

(4)能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。
１人１日当たり（実働７時間）……50,000 円以上とします。
ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は１件につき 25,000 円を申し受けます。
(5)2.の半夜作業割増、休日作業割増料金を適用し難い場合は下記によるものとします。
記
(ｱ)時間外割増料金 16 時 30 分より 21 時 30 分まで１時間につき…… 2,393 円
(ｲ)休日割増料金８時 30 分より 21 時 30 分まで４時間未満毎に……9,572 円

４．料金の適用方
(1)重量は 1,000 キログラムをもって１トンとし、容積は 1.133 立方メートルをもって１トンとみなします。
(2)基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に、荷姿、取扱数量等に関し類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者と協議の上決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
(3)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

③一般社団法人日本貨物検数協会大阪支部

１．検量料金（１トンにつき）
港湾福利分担金１トンにつき 40 銭及び労働安定基金１トンにつき 35 銭を含みます。
(1)撒穀飼類　(ｱ)トラックスケールによる場合…… 150.85 円
(ｲ)ホッパースケールによる場合…… 67.75 円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
(2)撒揚袋詰穀飼類……174.35 円
とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等
(3)元地袋入穀類……227.65 円
飼料原料用穀類（とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等）
油脂原料用穀類（大豆、綿実、ゴマ等）

食品用穀類（大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等）
(4)元地袋入ふすま、魚粉等……341.65 円
ペレット類
ミール類（Feather meal,Ground Nuts meal,Soybean meal（但し汚染貨物を除く）,Cob meal, Fish meal,Fish scrap 等）
糟糖類（Bran, Pollard 等）
澱粉類（Tapioca Starch, Potato Starch 等）
乳脂類（Milk 等）
（注）汚染貨物（血粉、骨粉等）、については冷凍品・冷蔵品の料金を適用します。
１トンにつき…… 379.85 円
(5)一般貨物……197.25 円
（注）吸揚機１基当たりの時間当たり公称能力（計量能力）400 トン以上の大型サイロについては１トンにつき 60.55 円とします。

２．割増料金
割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の６割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	〃　　６〃
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	〃　　10〃
冬季作業	北海道地区において 12 月１日から翌年３月 31 日までの間に行う作業	〃　　３〃

３．諸料金
(1)待機料金
（１口１時間につき　単位円）

昼　夜　区　分	金　　額
昼間（８時 30 分から 16 時 30 分まで）	3,035
半夜（16 時 30 分から 21 時 30 分まで）	4,721

(2)検量証明書発行手数料
(ｱ)検量証明書
３通まで…… 無料
４通目から１枚につき…… 312 円
(ｲ)検量明細書
１枚につき…… 312 円
(3)検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。
出張料金
(ｱ)往復に要する日数　毎１日１口につき……19,500 円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…… 9,800 円
隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき…… 9,800 円
(ｲ)宿泊料（日当を含む）１日につき……17,000 円

(ｳ)交通費―
- 乗車賃―
  - 片道 100 キロメートル未満……普通料金
  - 片道 100 キロメートル以上……グリーン料金
    特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃……グリーン料金
- 舟車賃……実費

(4)能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。
　１人１日当たり（実働７時間）……50,000 円以上とします。
　ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は１件につき 25,000 円を申し受けます。
(5)2.の半夜作業割増、休日作業割増料金を適用し難い場合は下記によるものとします。

記

(ｱ)時間外割増料金 16 時 30 分より 21 時 30 分まで１時間につき…… 2,390 円
(ｲ)休日割増料金８時 30 分より 21 時 30 分まで４時間未満毎に……9,570 円

４．料金の適用方
(1)重量は 1,000 キログラムをもって１トンとし、容積は 1.133 立方メートルをもって１トンとみなします。
(2)基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に、荷姿、取扱数量等に関し類似した貨物がある場合には当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者と協議の上決定した料金をそれぞれ基本料金とします。
(3)割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

（18）危険物船舶積付検査手数料

一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所（TEL 06-6574-8521）
令和７年10月１日現在

１．危険物船舶積付検査手数料

(1)基本料金

(ｱ)コンテナ詰めされている場合

コンテナ１個につき…… 9,300円

ただし、６個以上を同時に検査する場合は

６個目より１個につき…… 6,950円

(ｲ) (ｱ)以外の場合

100個まで…… 21,000円

100個超え、 1,000個までの個数については

10個又はその端数につき……320円

1,000個を超え、2,000個までの個数については

10個又はその端数につき……180円

2,000個を超える個数については

10個又はその端数につき…… 80円

ただし、１個の正味重量（放射性物質等にあっては、容器又は包装の重量を含む。）が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える 100キログラム又はその端数ごとに１個の割合で算出した個数を１個に加えた数とします。

(2)時間外割増料金

16時30分より21時30分まで　１時間につき…… 1,953円

21時30分より５時まで　１時間につき…… 2,344円

５時より８時30分まで　１時間につき…… 1,953円

８時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の１月３日（前記の日を除く））に限る。

１時間につき…… 1,953円

(3) 諸料金

検査証等交付料

1.検査証交付料

３通まで……無料　４通以上１通につき…… 342円

2.英訳証明書交付料

３通まで…… 無　料

４通以上１通につき…… 342円

２．旅費

(1)日当（検査事業所所在地より片道80㎞以上の地域に出張した場合）

１日につき……2,000円

(2)宿泊料　１日につき…… 10,700円

(3)交通費　…… 実　費

（19）危険物コンテナ収納検査手数料

一般社団法人日本海事検定協会大阪第一事業所（TEL 06-6574-8521）
令和７年10月１日現在

１．危険物コンテナ収納検査手数料

(1)基本料金

コンテナ１個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数100個までを20,400円とし、100個を超える個数については10個又はその端数につき310円を加算した額とし、39,900円を限度とするものとする。

ただし、

(1)オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ１個につき、3,000円を割り引く。

(2)一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村（政令指定都市の場合は同一区）の検査場所で、過去１年間（暦年ベース以下同じ）に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

①過去１年間に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が100個以上1,000個未満の場合は、コンテナ１個につき、2,500円を割り引く。

②過去１年間に検査したコンテナ数又は過去２年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ１個につき、4,500円を割り引く。

(2)時間外割増料金

16時30分より21時30分まで　１時間につき…… 1,953円
21時30分より５時まで　１時間につき…… 2,344円
５時より８時30分まで　１時間につき…… 1,953円
８時30分より16時30分まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月31日から翌年の１月３日（前記の日を除く））に限る。
１時間につき…… 1,953円

(3)検査証等交付料

(ｱ)検査証交付料

３通まで …… 無　料
４通以上１通につき …… 342円

(ｲ)英訳書交付料

３通まで …… 無　料
４通以上１通につき …… 342円

２．旅費

(1)日当（検査事業所所在地より片道80㎞以上の地域に出張した場合）
１日につき……2,000円
(2)宿泊料　１日につき…… 10,700円
(3)交通費 …… 実　費

（20）分析料金表

一般社団法人 日本海事検定協会
大阪理化学分析センター
（TEL 06-6612-1777）
令和７年10月１日現在

分析料金について

1. この分析料金表に挙げた料金は普通料金です。
2. 日時指定など、特にお急ぎの場合には割増料金（規定料金の10割以内）を申し受けます。
3. 分析･試験を早朝･夜間･休日等に行うとき、また宿泊を要する場合には必要経費を加算させて頂くことがあります。
4. 原則として、現地調査・サンプル採取・調査報告などで出張を伴う場合には、出張費として35,000円/半日・人および交通費・宿泊費の実費を申し受けます。
5. 分析･試験のための試料調製･前処理などを要する場合は別途料金を申し受けます。

   （例えば，粉砕･切削･研磨などの試料調製や灰化･抽出･分離などの前処理）
6. 分析･試験に特殊な手段を要するとき、また高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を追加することがあります。ただし、このような場合はご相談の上、取り決めます。
7. 表中に記載のない分析･試験･解析･評価については、ご相談ください。
8. 同種の試料を多数依頼される場合にはご相談ください。
9. 分析証明書は１部発行します。原則として事務手数料3,000円を申し受けます。

   ただし、事前に部数をご指定頂ければ3部までは所定の手数料で発行いたします。

   3部以上の場合は１部につき、1,000円を申し受けます。
10. 原則として、分析証明書・試験報告書を英文・和文の両方で作成する場合は追加で3,000円を申し受けます。
11. 再発行の場合は、再発行料として3,000円を申し受けます。
12. 消費税

    (1) 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

    (2) １円未満の端数が生じたときには１円単位に四捨五入します。

以上

１．無機分析（一般項目）

一般項目		単価	Item （英名）
1-01	一般元素	9,400 円～	General elements
1-02	金	15,000 円～	Gold (Au)
1-03	銀	15,000 円～	Silver (Ag)
1-04	白金	15,000 円～	Platinum (Pt)
1-05	セレン	15,000 円～	Selenium (Se)
1-06	テルル	15,000 円～	Tellurium (Te)
1-07	フッ素	15,000 円～	Fluorine (F)
1-08	水銀	15,000 円～	Mercury (Hg)
1-09	希土類	18,000 円～	Rare eatrhs
1-10	ニオブ	18,000 円～	Niobium (Nb)
1-11	タンタル	18,000 円～	Tantalum (Ta)
1-12	ジルコニウム	18,000 円～	Zirconium (Zr)
1-13	ハフニウム	18,000 円～	Hafunium (Hf)
1-14	ホウ素	18,000 円～	Boron (B)
1-15	ゲルマニウム	18,000 円～	Germanium (Ge)
1-16	ウラン	20,000 円～	Uranium (U)
1-17	トリウム	20,000 円～	Thorium (Th)
1-18	その他特殊元素	20,000 円～	Special elements
1-19	定性分析	30,000 円～	Qualitative analysis
1-20	水分（乾燥法）	5,500 円～	Moisture by drying method
1-21	ふるい分け試験		Sieve test
	ふるい３枚まで	10,000 円～	Base cost
	４枚以上１枚につき	2,500 円～	For every additional screen
1-22	かさ密度（かさ比重）	25,000 円～	Bulk density,Bulk specific gravity
1-23	イオンクロマトグラフ（１成分につき）	15,000 円～	Ion Chromatography
1-24	X 線回折	30,000 円～	X-ray Diffractometry
1-25	蛍光 X 線分析		X-ray Fluorescence Spectrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-26	プラズマ発光分光分析（ICP-AE）		Plasma Emission Sepctrometry
	定性分析（Each sample）	30,000 円～	Qualitative analysis
	定量分析（Each element）	9,400 円～	Quantitative analysis
1-27	X線マイクロ分析（EDS）		Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
	定性分析（半定量分析）	30,000 円～	Base cost
	同一試料での追加 ：１測定点につき	10,000 円～	For every additional visual field
1-28	走査電子顕微鏡		Scanning Electron Microscope
	観察，写真撮影１視野	25,000 円～	Base cost
	１視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field
1-29	光学顕微鏡		Optical Microscope
	観察，写真撮影１視野	18,000 円～	Base cost

一般項目		単価	Item （英名）
	１視野増すごと	5,000 円～	For every additional visual field

２．無機分析（固体燃料等）

石炭・コークス		単価	Item （英名）
2-01	全水分	5,500 円～	Total moisture
2-02	湿分	5,500 円～	Adherent moisture
2-03	工業分析	－	Proximate analysis
	水分	5,500 円～	Inherent moisture
	灰分	7,500 円～	Ash
	揮発分	8,000 円～	Volatile matter
	固定炭素	21,000 円～	Fixed carbon
2-04	元素分析	－	Ultimate analysis
	灰分（注）	7,500 円～	Ash
	炭素	13,000 円～	Carbon
	水素	13,000 円～	Hydrogen
	窒素	9,400 円～	Nitrogen
	全硫黄	9,400 円～	Toral sulfer
	不燃性硫黄	18,000 円～	Noncombustible sulfer
	酸素	75,800 円～	Oxygen
2-05	発熱量	9,400 円～	Calorific value
2-06	るつぼ膨張試験（粘着性）	9,000 円～	Crucible Swelling-Button method
2-07	粉砕性試験	25,000 円～	Hardgrove grindability index
2-08	流動性試験	35,000 円～	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09	灰の溶解性試験（酸化性雰囲気）	26,000 円～	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10	灰の溶解性試験（還元性雰囲気）	38,000 円～	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11	気孔率	40,000 円～	Porosity
2-12	灰の組成分析 ……1 成分につき	9,400 円～	Composition of Ash
2-13	全りん	9,400 円～	Total phosphorus
2-14	全塩素	15,000 円～	Total chlorine
2-15	付着塩分	9,400 円～	Salt adhered
2-16	灰の調整（石炭）	8,600 円～	Preparation of ash(Coal)
2-17	灰の調整（石油コークス）	30,000 円～	Preparation of ash(Petroleum coks)
2-18	灰の調整（バイオ燃料）	20,000 円～	Preparation of ash(Biofuel)

３．ケミカル・有機工業薬品

分析項目		単価	英名
3-01	密度，比重	－	Density, Specific gravity
	振動式密度計	5,500 円	Oscillation density meter
	浮きばかり	7,000 円	Hydrometer
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer
	酒精度，アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree
	ハバード法	20,000 円	Harvard method
	かさ密度	20,000 円	Bulk density
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density
3-02	色	－	Color
	Pt-Co 色	6,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	ASTM 色	6,000 円	ASTM color scale
	Saybolt 色	6,000 円	Saybolt color scale
	Gardner 色	8,000 円	Gardner color scale
	加熱色	10,000 円	Color after heating
3-03	水分	－	Water, Moisture
	KF 法	7,000 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	9,000 円	Drying method
	蒸留法	9,000 円	Distillation method
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method
3-04	塩分	－	Chloride
	無機塩素，比濁法,導電率法	15,000 円	Inorganic chloride
	原油滴定法	20,000 円	Salt by potentiometric titration
	全塩素分 （微量電量滴定法）	15,000 円	Total chloride
	有機塩素 （ソジウムビフェニル法）	25,000 円	Organic chloride
	電位差沈澱滴定法 （硝酸銀滴定法）	15,000 円	Potentiometry
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography
	イオン電極	10,000 円	Ion elctrode
3-05	蒸留試験	－	Distillation
	常圧蒸留	8,000 円	Atmospheric distillation
	水蒸気蒸留	15,000 円	Steam distillation
	減圧蒸留	28,000 円	Vacuum distillation
	ＧＣ法（～538℃）	30,000 円	Distillation by GC-ASTMD2887
	ＧＣ法-原油（～720℃）	50,000 円	Distillation by GC-ASTMD7169

分析項目		単価	英名
3-06	酸価・アルカリ価・中和価	8,000 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
	電位差滴定法	10,000 円	Potentiometry
	加熱後の酸価 （指示薬滴定法）	12,000 円	Acidity after heating
3-07	硫黄分	－	Sulfur
	比濁法	10,000 円	Turbidmetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	10,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	10,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	35,000 円	Bomb method
	亜硫酸定性	10,000 円	Sodium sufurous
3-08	ガスクロ分析	－	Gas chromatography
	ガスクロマトグラフィー	20,000 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析（GC-MS）	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS GC/GC-TOF/MS	80,000 円 100,000 円～	GC-MS (Solid-phase extraction) GC/GC-TOF/MS
3-09	純度	10,000 円～	Purity
3-10	水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
3-11	不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
3-12	臭い	7,000 円	Odor
3-13	過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
3-14	硫酸着色試験	10,000 円	Acid wash color
3-15	灰分	7,000 円	Ash
3-16	インヒビター	10,000 円	Inhibitor
3-17	ポリマー	10,000 円	Polymer
3-18	pH	6,000 円	pH
3-19	電気伝導度	8,000 円	Electric conductivity
3-20	不ケン化物	20,000 円	Non-saponificated matter
3-21	沸点（平衡還流法）	12,000 円	Boiling point
3-22	融点（試験管法）	15,000 円	Melting point (Testing tube method)
3-23	融点（熱分析法）	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
3-24	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
3-25	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
3-26	溶媒不溶分（ろ過法）	10,000 円	Suspented matter (Filtration method)
3-27	UV 吸収，光学密度	10,000 円	Ultraviolet absorption
3-28	カルボニル価	15,000 円～	Carbonyl value
3-29	エステル価	25,000 円	Ester value
3-30	ケン化価	20,000 円	Saponificaion value
3-31	水酸基価	30,000 円～	Hydroxyl value
3-32	アセチル価	30,000 円～	Acetyl value
3-33	ヨードホルム生成物質	15,000 円	Aldehyde, Ketone

分析項目		単価	英名
3-34	アンモニア	10,000 円	Ammonia
3-35	過酸化物	10,000 円～	Peroxide
3-36	屈折率	5,000 円	Refractive Index
3-37	沈殿物・浮遊物 （フィルターろ過法）	10,000 円	Suspended matter (Filtration method)
3-38	アニリン点，混合アニリン点	10,000 円～	Aniline poiont, Mixed aniline point
3-39	酸化安定度（ボンベ法）	12,000 円	Oxydation stability
3-40	凝固点	10,000 円	Freezing poion
3-41	混濁度	7,000 円	Turbidily
3-42	金属	10,000 円～	Metal (ICP 発光分光，原子吸光の項を参照)
3-43	ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
3-44	ヒ素分析（グッツァイト法）	15,000 円	Arsenic analysis
3-45	水銀（水銀メータ）	15,000 円	Mercury analyzer
3-46	界面活性剤（定性，定量）	10,000 円～	Surfactant
3-47	ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
3-48	界面張力	15,000 円	Surface tension
3-49	紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
3-50	ガス検出	－	Gas detection
	ガス検知管（成分毎）	10,000 円	Gas detecting tube
	ガス検知メータ（成分毎）	10,000 円	Gas detecter
	異臭分析（定性分析）	70,000 円	Foreign odor (GC-MS)
3-51	液クロ分析（LC）	－	Liquid chromatography
	カラムクロマト	50,000 円	Column chromatgraphy
	イオン交換カラムクロマト	15,000 円	Ion-exchange chromatography
3-52	高速液体クロマトグラフィー	－	High performance liquid chromatography
	高速液クロマト（HPLC）	20,000 円～	HPLC
	サイズ排除クロマト	30,000 円～	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
3-53	イオンクロマトグラフィー	15,000 円	Ion chromatography
3-54	窒素	－	Nitrogen
	ケルダール法	15,000 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	10,000 円	Volatile base nitrogen
	化学発光法	10,000 円	Chemiluminescence
3-55	発火点	70,000 円	Ignition point
3-56	引火点	－	Flash point
	タグ密閉法	6,000 円～	TCC　(Tag closed tester)
	タグ開放法	6,000 円～	TOC　(Tag open cup)
	クリーブランド開放法	6,000 円～	COC　(Cleveland open cup)
	セタ密閉法	8,000 円～	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放法	8,000 円～	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	6,000 円～	Burning point, Fire point

分析項目		単価	英名
3-57	自動滴定装置	－	Autotitration
	分極滴定	10,000 円	Polarization titration
	沈澱滴定	10,000 円	Precipitation titration
	電気滴定	10,000 円	Electrometric titration
	電位差滴定	10,000 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	10,000 円	Oxidation-reduction titration
3-58	赤外線吸収スペクトル分析	－	Infrared absorption spectrometry
	ATR 法	20,000 円	ATR method
	熱分解法	25,000 円	Pyrolysis IR
3-59	原子吸光光度計	－	Atomic absorption spectrometry
	フレーム	10,000 円	Flame method
	ファーネス	10,000 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation metho
	水銀（金アマルガム法）	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
3-60	発光分光光度計（ICP）	－	ICP spectrometry
	元素毎	10,000 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
3-61	電子顕微鏡	－	Electron microscope
	走査型電子顕微鏡（SEM）	25,000 円	Scanning electron microscope
	Ｘ線マイクロ分析（EDX）	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
3-62	光学顕微鏡	－	Optical microscope
	実態顕微鏡	7,000 円～	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円～	Transmission method
	落射モード	15,000 円～	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円～	Phase contrast microscope
	微分干渉（ノマルスキー式）	15,000 円～	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円～	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円～	Confocal microscope
3-63	熱分析	－	Themal analysis
	熱重量-示差熱分析（TG-DTA）	25,000 円～	Thermogravimetry Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析（DSC）	25,000 円～	Differential thermal analysis
3-64	粘度	－	Viscosity
	動粘度（30℃～75℃）	7,000 円	Kinemtic viscosity
	動粘度（20℃以下又は 80℃以上）	11,000 円	Kinemtic viscosity
	絶対粘度	12,500 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計（80℃以下）	15,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	19,000 円	Viscosity index

４．石油分析（揮発油品確法に基づく分析）

揮発油（ガソリン）		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-1-01	鉛	50ml	13,500 円	○	○
4-1-02	硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-1-03	MTBE	10ml	50,000 円	○	○
4-1-04	ベンゼン			○	○
4-1-05	灯油混入			○	○
4-1-06	メタノール			○	○
4-1-07	エタノール			○	○
4-1-08	酸素量			○	○
4-1-09	色	50ml	3,000 円	○	○
4-1-10	実在ガム	100ml	9,000 円	○	○
4-1-11	密度	20ml	5,500 円	－	○
4-1-12	蒸留性状	150ml	8,000 円	－	○
4-1-13	銅板腐食	50ml	6,000 円	－	○
4-1-14	蒸気圧	100ml	11,000 円	－	○
4-1-15	酸化安定度	100ml	15,000 円	－	○
4-1-16	オクタン価	1,200ml	45,000 円	－	○
合計　（消費税抜き）		1,850ml	－	85,500 円	176,000 円

灯油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-2-01	硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-2-02	引火点	100ml	6,000 円	○	○
4-2-03	色（セーボルト色）	50ml	6,000 円	○	○
4-2-04	蒸留性状	150ml	8,000 円	－	○
4-2-05	銅板腐食	100ml	6,000 円	－	○
4-2-06	煙点	50ml	10,000 円	－	○
合計　（消費税抜き）		470ml	－	22,000 円	46,000 円

軽油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-3-01	硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-3-02	セタン指数*	110ml	1,000 円	○	○
4-3-03	蒸留性状	150ml	8,000 円	○	○
4-3-04	脂肪酸メチルエステル，トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-3-05	引火点（ペンスキーマルテンス法）	150ml	6,000 円	－	○
4-3-06	流動点	50ml	7,000 円	－	○
4-3-07	目詰まり点	50ml	13,000 円	－	○
4-3-08	10%残留炭素	200ml	13,000 円	－	○
4-3-09	動粘度	50ml	7,000 円	－	○
合計　（消費税抜き）		790ml	－	55,500 円	101,500 円

*セタン指数の算出に密度（5,500 円）及び蒸留性状を実施いたします。

FAME 混合軽油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-4-01	硫黄分	20ml	10,000 円	○	○
4-4-02	セタン指数*	110ml	1,000 円	○	○
4-4-03	蒸留性状（90％留出温度）	150ml	8,000 円	○	○
4-4-04	脂肪酸メチルエステル，トリグリセリド	10ml	31,000 円	○	○
4-4-05	メタノール	10ml	32,000 円	○	○
4-4-06	酸価	50ml	8,000 円	○	○
4-4-07	ギ酸，酢酸及びプロピオン酸	10ml	22,000 円	○	○
4-4-08	酸化安定度	100ml	40,500 円	○	○
4-4-09	引火点（PMCC 法）	150ml	6,000 円	－	○
4-4-10	流動点	50ml	7,000 円	－	○
4-4-11	目詰まり点	50ml	13,000 円	－	○
4-4-12	10％残留炭素	200ml	13,000 円	－	○
4-4-13	動粘度	50ml	7,000 円	－	○
合計　（消費税抜き）		960ml	－	158,000 円	204,000 円

*セタン指数の算出に密度（5,500 円）及び蒸留性状を実施いたします。

重油		試料量	単価	強制規格	標準規格
4-4-01	硫黄分	10ml	10,000 円	○	－
4-4-02	反応（無機酸）	100ml	3,500 円	○	－
合計　（消費税抜き）		110ml	13,500 円	13,500 円	－

５．石油分析（ISO8217、船用燃料油 FO/MDO）

重油　（ISO8217）		試料量	単価	Item　（英名）
5-1-01	動粘度 @50℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
5-1-02	密度（振動式密度計法）	10ml	5,500 円	Density
5-1-03	CCAI	－	1,000 円	CCAI
5-1-04	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円	Sulfur
5-1-05	引火点（PM）	150ml	6,000 円	Flash point　(PM)
5-1-06	硫化水素	100ml	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-1-07	酸価	100ml	8,000 円	Acid number
5-1-08	残留炭素分　（ミクロ法）	10ml	6,000 円	Micro carbon residue
5-1-09	流動点	100ml	7,000 円	Pour point
5-1-10	水分（蒸留法）	100ml	9,000 円	Water by distillation
5-1-11	灰分	10ml	7,000 円	Ash
5-1-12	バナジウム	30ml	10,000 円	Vanadium　(V)
5-1-13	ナトリウム	30ml	10,000 円	Sodium　(Na)
5-1-14	アルミニウムおよびケイ素	30ml	23,500 円	Aluminium plus silicon
5-1-15	カルシウム	30ml	10,000 円	Calcium　(Ca)
5-1-16	亜鉛	30ml	10,000 円	Zinc　(Zn)
5-1-17	リン	30ml	10,000 円	Phosphorus　(P)
5-1-18	トータルセジメント（TSP）	50ml	15,000 円	Total sediment (potential)
5-1-19	トータルセジメント（TSA）	50ml	15,000 円	Total sediment (accelerated)

5-1-20	トータルセジメント（TSE）	50ml	10,000 円	Total sediment (existent)

ディーゼル燃料油　(ISO8217)		試料量	単価	Item　(英名)
5-2-01	動粘度 @40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
5-2-02	密度（振動式密度計法）	10ml	5,500 円	Density
5-2-03	セタン指数	110ml	14,500 円	Cetane index
5-2-04	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円	Sulfur (S)
5-2-05	引火点（PM）	150ml	6,000 円	Flash point　(PM)
5-2-06	硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide
5-2-07	酸価	100ml	8,000 円	Acid number
5-2-08	トータルセジメント（TSE）	50ml	10,000 円	Total　sediment　(Existent)
5-2-09	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxydation stability
5-2-10	脂肪酸メチルエステル	20ml	30,000 円	Fatty acid methyl ester
5-2-11	10%残油の残留炭素分	200ml	13,000 円	10% carbon residue
5-2-12	残留炭素分（ミクロ法）	5ml	6,000 円	Micro carbon residue
5-2-13	曇り点	50ml	7,000 円	Cloud point
5-2-14	流動点	50ml	7,000 円	Pour point
5-2-15	外観	500ml	3,000 円	Appearance
5-2-16	灰分	100ml	7,000 円	Ash
5-2-17	潤滑性(HFRR)	20ml	40,000 円	Lubricity (HFRR)

６．燃料分析

燃料分析		試料量	単価	Item　(英名)
6-01	密度　(振動式密度計法)	20ml	5,500 円	Density by disital density meter
6-02	密度　(ふひょう法)	500ml	7,000 円	Density by hydrometer
6-03	API 度 @60°F(計算のみ)	20ml	1,000 円	API gravity @60°F (calculation)
6-04	外観	1,000ml	3,000 円～	Appearance
6-05	動粘度	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
6-06	外観　(ヘイズレイティング)	1,000ml	3,000 円	Appearance (Haze rating)
6-07	色 (ASTM)	50ml	6,000 円	Color
6-08	セタン価	4,000ml	60,000 円～	Cetane number
6-09	セタン指数（計算のみ）	－	1,000 円	Cetane Index (4 Variable Equation)
6-10	セタン指数（測定込み）	120ml	14,500 円	Cetane Index (including measurement of properties)
6-11	蒸留性状（常圧）	100ml	8,000 円	Distillation
6-12	蒸留性状（ガスクロ法）	10ml	25,000 円	Biling range distribution by gas chromatography
6-13	引火点（PM）	150ml	6,000 円	Flash-Point by PM Closed Cup Tester
6-14	硫黄分（紫外蛍光法）	20ml	10,000 円	Sulfur by Ultraviolet Fluorescence1
6-15	硫黄分（励起法）	20ml	10,000 円	Sulfur by EDX
6-16	曇り点	50ml	7,000 円	Cloud point
6-17	目詰まり点 (CFPP)	50ml	13,000 円	Cold filter plugging point
6-18	流動点	100ml	7,000 円	Pour point

燃料分析		試料量	単価	Item （英名）
6-19	10%残留炭素分 （コンラドソン法）	200ml	13,000 円	Conradoson carbon residue on 10% distillation residue
6-20	10%残留炭素分 （ミクロ法）	200ml	13,000 円	Micro carbon residue on 10% distillation residue
6-21	10%残留炭素分 （ラムスボトム法）	200ml	19,000 円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue
6-22	灰分	100ml	7,000 円	Ash
6-23	芳香族分および多環芳香族分 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatic hydrocorbons and Polyaromatic hydrocorbons HPLC
6-24	芳香族分および多環芳香族分 (超臨界クロマト法)	20ml	50,000 円	Aromatic hydrocorbons (and Polyaromatic hydrocorbons) SFC
6-25	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法)	20ml	30,000 円	Aromatics
6-26	炭化水素タイプ分析 (HPLC 法) 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円	Aromatics
6-27	導電率	100ml	8,000 円	Electric conductibity
6-28	銅板腐食試験	50ml	6,000 円	Copper corrosion
6-29	潤滑性 (HFRR)	20ml	40,000 円	Lubricity HFRR
6-30	強酸価 （指示薬法）	100ml	10,000 円	Strong acid number (Color indicator)
6-31	酸価 （電位差滴定法）	40ml	8,000 円	Acid number (Electric titration)
6-32	酸価 （指示薬法）	100ml	8,000 円	Acid number (Color indicator titration)
6-33	全塩素	20ml	15,000 円	Total chlorine
6-34	窒素分 （化学発光法）	20ml	10,000 円	Nitrogen
6-35	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability
6-36	High temperature stability	500ml	25,000 円	High temperature stability
6-37	きょう雑物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter
6-38	セジメント（抽出セジメント）	20ml	20,000 円	sediment by extraction
6-39	セジメント（ろ過法）	100ml	9,000 円	sediment by menblene filteration
6-40	水泥分	100ml	9,000 円	Water and sediment
6-41	水分（KF 式，電量滴定法）	20ml	7,000 円	Water by coulometic titlation
6-42	水分（KF 式，容量滴定法）	20ml	7,000 円	Water by volumetic Karl-Fisher titlation
6-43	水分（蒸留法）	100ml	9,000 円	Water by distillation
6-44	脂肪酸メチルエステル（FAME）	20ml	30,000 円	FAME content
6-45	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency
6-46	総発熱量	50ml	10,000 円	Gross Caloric Value
6-47	真発熱量（計算のみ）	50ml	1,000 円	Net Caloric Value (calculation)
6-48	微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count
6-49	硫化水素	50ml	25,000 円	Hydrogen sulfide

７．石油分析

７－１．ジェット燃料油

JET 燃料　(DEFSTAN 91-91)		試料量	単価	JET fuel oil　(DEFSTAN)
7-1-01	外観	1,000ml	3,000 円	Visual appearance
7-1-02	色	100ml	6,000 円	Colour
7-1-03	きょう雑物（重量法）	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
7-1-04	きょう雑物（粒度分布）	100ml	28,000 円	Particulate count
7-1-05	酸価	150ml	8,000 円	Total acidity
7-1-06	芳香族（蛍光指示薬法）	20ml	30,000 円	Aromatics
7-1-07	全芳香族（HPLC 法）	20ml	30,000 円	Total aromatics
7-1-08	硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, total
7-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	10,000 円	Sulphur, Mercaptan
7-1-10	ドクターテスト	20ml	15,000 円	Doctor Test
7-1-11	蒸留性状	100ml	8,000 円	Distillation
7-1-12	引火点	110ml	6,000 円	Flash point
7-1-13	密度 @15℃	20ml	5,500 円	Density at 15 ° C
7-1-14	析出点	50ml	10,000 円	Freezing point
7-1-15	動粘度 @-20℃	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20 ° C
7-1-16	煙点	20ml	10,000 円	Smoke point
7-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes
7-1-18	発熱量　(計算のみ)	－	1,000 円	Specific energy (calculation)
7-1-19	銅板腐食 @50℃, 3h	50ml	6,000 円	Copper strip@50℃,3h
7-1-20	熱安定性（JFTOT）	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
7-1-21	実在ガム(空気法)	100ml	9,000 円	Existent gum (Air)
7-1-22	実在ガム(水蒸気法)	100ml	20,000 円	Existent gum (Steam)
7-1-23	水分離指数（MSEP）	150ml	25,000 円	Microseparometer (MSEP)
7-1-24	導電率	100ml	8,000 円	Electrical conductivity
7-1-25	潤滑性（BOCLE）	50ml	40,000 円	Lubricity　(BOCLE)
7-1-26	脂肪酸メチルエステル	10ml	68,000 円	Fatty acid methyl ester (FAME)

７－２．成分分析

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
7-2-01	FIA 分析	20ml	50,000 円	FIA analysis
7-2-02	PONA 分析	20ml	50,000 円	PONA analysis
7-2-03	PIONA 分析	20ml	50,000 円	PIONA analysis
7-2-04	SARA 分析（TLC-FID）	20ml	55,000 円	SARA analysis　(TLC-FID)
7-2-05	SARA 分析（カラムクロマト法）	20ml	50,000 円	SARA analysis (Colomn Chromatography)
7-2-06	アスファルテン	20ml	14,000 円	Asphaltenes
7-2-07	レジン	20ml	50,000 円	Resin
7-2-08	ワックス	20ml	30,000 円	Wax
7-2-09	トータルセジメント（実在）	50mL	10,000 円	Total sediment　(existent)
7-2-10	トータルセジメント（潜在）	50mL	15,000 円	Total sediment　(potential)

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
7-2-11	トータルセジメント（TSA）	50mL	15,000 円	Total sediment （accelerated）
7-2-12	芳香族分（タイプ分析 JPI 法） 密度、動粘度別	20ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Excluding measurement of density and vincosity
	芳香族分（タイプ分析 JPI 法） 密度、動粘度込み	100ml	42,500 円	Aromatics JPI method (HPLC) ※Including measurement of density and vincosity
7-2-13	芳香族分（軽油，HPLC 法）	20ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Gas oil
7-2-14	芳香族分（超臨界クロマト法）	20ml	50,000 円	Aromatics by Suppercritical Fluid Chromatography
7-2-15	潤滑油中の石油分 （税関分析法）	20ml	60,000 円	Petroleum content in lubrication oil
7-2-16	アニリン点	20ml	10,000 円	Organic chloride in cride oil
7-2-17	環分析（n-d-m 法）	200ml	30,000 円	Heavy metal （Lead）
7-2-18	有機塩素（原油）	1000ml	50,000 円	Organic chloride in cride oil
7-2-19	重金属（鉛）	100ml	25,000 円	Heavy metal （Lead）
7-2-20	重金属（ヒ素）	100ml	25,000 円	Heavy metal （Arsenic）
7-2-21	ガスクロ蒸留（原油）	50ml	50,000 円	Simulated distirration by GC (Crude oil)
7-2-22	スポットテスト（Cleanliness）	100ml	6,000 円	ASTM D4740
7-2-23	スポットテスト （Compatibility）	200ml	15,000 円	ASTM D4740

7－3．潤滑油

潤滑油		試料量	単価	Grease （Grade 1）
7-3-01	酸価	40ml	8,000 円	Acid value
7-3-02	塩基価	40ml	8,000 円	Base number
7-3-03	引火点（COC 法）	160ml	6,000 円	Flash point
7-3-04	軽油希釈率	50ml	30,000 円	Gas Oil Diluent in Engine Oils
7-3-05	ガソリン希釈率	10ml	32,500 円	Gasoline Diluent in Engine Oils
7-3-06	水分(KF 気化法)	20ml	9,000 円	Water content (water vaporizer method)
7-3-07	ペンタン不溶分（A 法）	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-08	凝集ペンタン不溶分（B 法）	50ml	8,000 円	Pentane insolubles
7-3-09	トルエン不溶分	50ml	8,000 円	Toluene insolubles
7-3-10	動粘度@40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity 40℃
7-3-11	動粘度@100℃	50ml	11,000 円	Kinematic viscosity 100℃
7-3-12	粘度指数（粘度測定２点含む）	100ml	19,000 円	Viscosity index
7-3-13	汚染度（質量法）	100ml	10,000 円	Contaminants by gravimetric method
7-3-14	ISO コード	100ml	12,000 円	ISO code

7-4．アスファルト･ピッチ･クレオソート油

アスファルト･ピッチ･クレオソート油		試料量	単価	Item （英名）
7-4-01	軟化点（環球式）	100g	15,000 円	Softning point
7-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
7-4-03	密度 @15℃	100g	20,000 円	Density at 15 ° C
7-4-04	トルエン不溶分	50g	10,000 円	Toluene insolubles
7-4-05	キノリン不溶分	50g	15,000 円	Quinoline insolubles
7-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
7-4-07	ワックス	300g	30,000 円	Wax content
7-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
7-4-09	コークス残分	50g	25,000 円	Cokes rersidue

8．脂肪酸メチルエステル（FAME）

脂肪酸メチルエステル（FAME）		試料量	単価	Item （英名）
8-01	エステル分	20ml	15,000 円	FAME content
8-02	密度@15℃	20ml	5,500 円	Density
8-03	動粘度@40℃	50ml	7,000 円	Kinematic viscosity
8-04	引火点	150ml	6,000 円	Flash point(PM)
8-05	硫黄分	20ml	10,000 円	Sulfur
8-06	10%残油の残留炭素分	220ml	40,000 円	10% Carbon residue
8-07	セタン価	3L	75,000 円	Cetane number
8-08	硫酸灰分	80ml	10,000 円	Sulfated ash
8-09	水分	100ml	7,000 円	Water
8-10	固形不純物	500ml	10,000 円	Total contamination
8-11	銅板腐食試験@50℃，3h	50ml	6,000 円	Copper strip corrosion
8-12	酸化安定性	10ml	40,500 円	Oxidation stability
8-13	酸価	50ml	8,000 円	Acid Value
8-14	ヨウ素価	10ml	12,000 円	Iodine value
8-15	リノレン酸メチル	5ml	15,000 円～（注１）	Linolenic acid methyl ester
8-16	メタノール	15ml	15,000 円～	Methanol
8-17	モノグリセライド，ジグリセライド，トリグリセライド，遊離グリセリン，全グリセリン	5ml	25,000 円～	Mono-,Di-,Tri-glyceride Free-,Total-glycerol
8-18	金属（Na+K）	10ml	20,000 円	Metals(Na+K)
8-19	金属（Ca+Mg）	10ml	20,000 円	Metals(Ca+Mg)
8-20	りん	5ml	10,000 円	Phosphorus
8-21	低温流動性(注２)	50ml	22,500 円	Cloud point,CFPP,Pour point
8-22	多価不飽和脂肪酸	5mL	38,000 円～	Polyunsaturated(≧4double bonds) metyl esters

注１） エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注２） 低温流動性は，当事者間の合意で実施します。一例として，試料を使用してＢ５軽油を調整後に流動点および目詰まり点（CFPP)を実施する場合の料金を記載します。

９．油脂類および糖類

分析項目		単価	英名
9-01	油分	7,000 円	Oil content
9-02	脂肪　(粗脂肪)	7,000 円	Crude fat
9-03	水分	－	Moisture
	カールフィッシャー法	7,000 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	7,000 円	Drying method
9-04	糖分	－	Sugar
	全糖分	15,000 円	Total sugar
	転化糖	15,000 円	Invert sugar
	還元糖分	30,000 円	Reducing sugar
	糖度	10,000 円	Polarization
	デンプン	9,000 円	Starch
9-05	繊維　(粗繊維)	9,000 円	Crude fiber
9-06	窒素化合物	－	Nitrogen component
	タンパク質（粗タンパク質）	6,000 円	Crude protein
	窒素	6,000 円	Nitrogen
	アンモニア態窒素	7,000 円	Ammonia nitrogen
	アンモニア	10,000 円	Ammonia
	尿素	10,000 円	Urea
	ホルマリン	10,000 円	Formalin
9-07	可溶性無窒素物 ＝水分＋粗タンパク質＋粗脂肪 ＋祖繊維＋祖灰分	25,000 円	Nitrogen free extract
9-08	灰分	7,000 円	Ash
9-09	塩分	15,000 円	Chloride
9-10	酸価	8,000 円	Acidity,　Alkalinity, Neutrarity
9-11	水溶性酸価	9,000 円	Water soluble acids
9-12	遊離脂肪酸	10,000 円	Free fatty acids of extracted oil
9-13	脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
9-14	引火点	6,000 円	Flash point
9-15	燃焼点	6,000 円	Burning point,　Fire point
9-16	凝固点	10,000 円	Freezing poion
9-17	屈折率	5,000 円	Refractive Index
9-18	動粘度	7,000 円	Kinemtic viscosity
9-19	エステル価	25,000 円	Ester value
9-20	ケン化価	20,000 円	Saponificaion value
9-21	不ケン価物	20,000 円	Non-saponificated matter
9-22	ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
9-23	臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
9-24	水酸基価・アセチル価	30,000 円～	Hydroxyl value
9-25	過酸化物	10,000 円	Peroxide
9-26	ふるい分け試験	－	Sieve test

分析項目		単価	英名
	ふるい３枚まで	10,000 円	Base cost
	４枚以上１枚につき	3,000 円	For every additional screen
9-27	色	－	Color
	ガードナー色	6,000 円	Gardner color scale
	ロビボンド色	10,000 円	Lovibond color
9-28	金属	－	Metal
	ヒ素	15,000 円～	Arsenic
	水銀	15,000 円～	Mercury
	リン	10,000 円～	Phosphorous
	カリウム	10,000 円～	Potasium
	ナトリウム	10,000 円～	Sodium
	カルシウム	10,000 円～	Calsium

１０．消防法危険性評価

第４類関連　（引火性液体）		試料量	単価	備考
10-01	液状確認　（1 点）	100ml	10,000 円	
10-02	引火点　（タグ密閉法）	200ml	40,000 円	
10-03	引火点　（セタ密閉法）	50ml	40,000 円	
10-04	引火点　（クリーブランド開放法）	300ml	40,000 円	
10-05	動粘度	500ml	25,000 円	引火点と同温度で測定
10-06	燃焼点	200ml	50,000 円	
10-07	可燃性液体量	100ml	120,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
10-08	沸点	200ml	35,000 円	
10-09	発火点	50ml	70,000 円	
10-10	水溶性	100ml	10,000 円	

第２類関連　（引火性固体）		試料量	単価	備考
10-11	引火点　（セタ密閉法）	50g	40,000 円	
10-12	小ガス炎着火試験	100g	30,000 円	

指定可燃物関連 （可燃性液体，可燃性固体）		試料量	単価	備考
10-13	引火点　（セタ密閉法）	50ml,g	40,000 円	
10-14	融点	50ml,g	30,000 円	
10-15	発熱量	50ml,g	40,000 円	

１１．異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item （英名）
11-01	光学顕微鏡観察	1ml	10,000～30,000 円	Optical Microscope
11-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	20,000 円	Infrared absorbance spectrometry
11-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	25,000 円～	SEM-EDX analysis
11-04	熱分析（TG-DTA, DSC）	1ml	25,000 円～	Thermal analysis
11-05	Ｘ線回折	2ml	30,000 円	X-ray Diffraction
11-06	ICP 分析（金属分析等）	20ml	35,000 円	ICP analysis
11-07	溶解性試験	10ml	20,000 円	Solubility test
11-08	pH, 酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
11-09	ガスクロマトグラフ分析	5ml	20,000 円	Gas chromatography
11-10	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円～	Gas chromatography - Mass spectromety
11-11	GC×GC-TOFMS 分析	5mL	100,000 円～	GC×GC Time of Flight Mass Spectrometry
11-12	高速液体クロマトグラフィー	5ml	30,000 円～	High performance chromatography
11-13	異臭分析	10ml	80,000 円～	Foreign odor analyss
11-14	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
11-15	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluoresence spectrometry
11-16	前処理各種	10ml	10,000 円～	Pretreatment
11-17	諸経費（データ解析・報告書作成等）	0ml	分析費用の30%	Overhead costs

（21）船積貨物警備料金表

株式会社大阪ワッチマン協会（TEL 06-6571-2131）
令和７年10月１日現在

Ⅰ．適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１口につき単位円）

項　　目	昼　間　料　金	夜　間　料　金
本船舷門又は巡回警備料金	21,800	43,600
本船船艙警備料金		
艀運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

（注）①昼間料金は、８時より17時の間に行った作業に対して適用します。
②夜間料金は、17時より翌朝８時の間に行った作業に対して適用します。
③前半夜(17時より21時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の５割を基本料金とします。
④一昼夜(8時より翌朝8時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額を基本料金とします。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

(ｲ)「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繋本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

(ﾛ)「艀運送警備」は艀積貨物（場所は艀溜、荷揚場、本船、船側等）の警備を行う作業とします。

(ﾊ)「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋（ＣＦＳを含む）及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

(2)各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上、決定します。

２．割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の３割増とします。

３．作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始１時間前までは、基本料金の６割、それ以後は10割を申し受けます。

備　考 (ｲ)手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の15時までとします。
(ﾛ)作業開始時刻：昼間作業は８時、夜間作業は17時とします。

４．分担金等

区　　分	港湾福利分担金	労働安定基金
昼　　間	75円	52円
半　　夜	75円	52円
全　　夜	150円	104円

５．消費税及び地方消費税の加算

(1)料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

(2)上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

６．その他

(1)警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
(2)委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
(3)委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
(4)天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
(5)本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。